

令和5年8月31日

総務省消防庁

消防団の組織概要等に関する調査（令和5年度）の結果

総務省消防庁では、全国の市区町村を対象に、令和5年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。

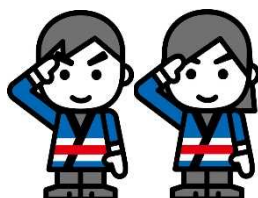
上記調査の結果、入団者数については、重点的に取り組んできた学生団員や機能別団員の増加等に伴い、8年ぶりの増加となったものの、消防団員数は約76万3千人（対前年比約▲2万1千人）と、2年連続で2万人以上の減少となりました。一方、消防団員の処遇改善に係る対応状況については、年額報酬について基準を満たす市町村が86%となりました。

総務省消防庁では、こうした状況を踏まえ、消防団員の確保に向けて、広報の充実や処遇改善の推進、地域における優良事例の横展開など、総合的に取組を進めてまいります。

- 調査対象 全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）
- 調査時点 令和5年4月1日現在
- 調査結果
 - 資料1 消防団の組織概要等に関する調査結果（概要）
 - 資料2 都道府県別消防団員数の推移
 - 資料3 消防団員数等一覧表（女性・学生・機能別団員数）
 - 資料4 都道府県・市町村別処遇改善対応状況
 - 参考 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント

資料の入手方法

総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道発表」欄に、本日（31日（木））14時を目処に掲載します。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
塗師木（ぬしき）課長補佐、山下係長、碓井事務官
TEL：03-5253-7561

E-mail：syobodan/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は、「@」に置き換えてください。

消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和5年度）

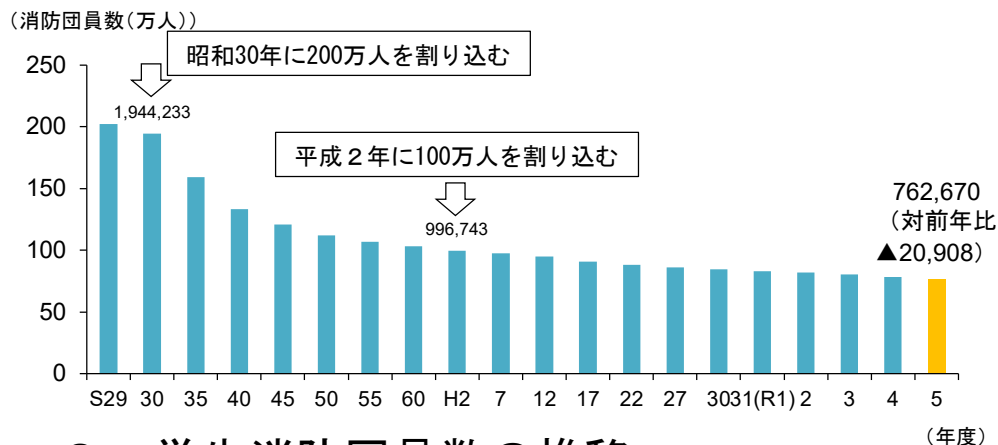
資料1

● R5.4.1時点の消防団員数は762,670人（▲20,908人（▲2.7%）。入団者数：36,395人、退団者数：57,303人）

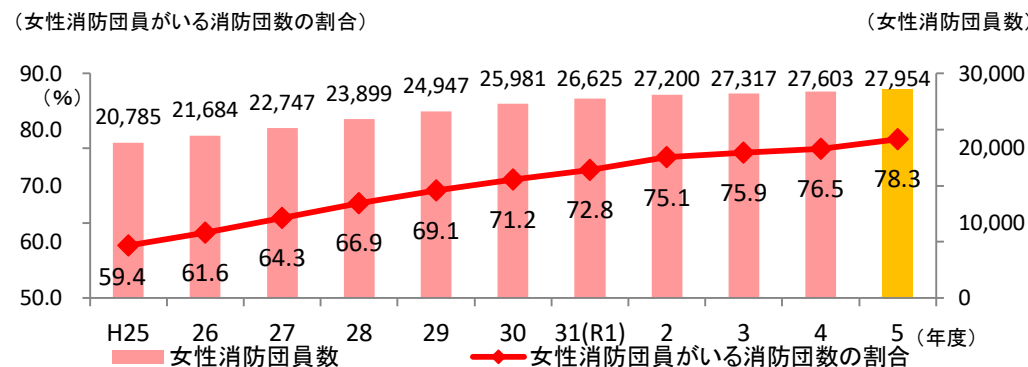
● 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。

- 女性団員 27,954人（+351人（+1.3%）） ※ 女性団員がいる消防団数は1,705団（+24団）
- 学生団員 6,562人（+856人（+15.0%）） ※ 学生団員がいる消防団数は830団（+135団）
- 機能別団員 34,690人（+2,572人（+8.0%）） ※ 機能別団員制度705市町村で導入済（+40市町村）

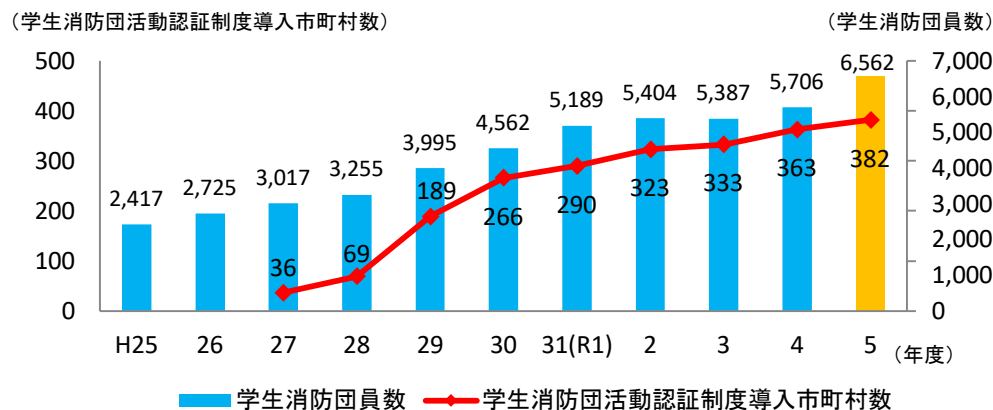
1 消防団員数の推移



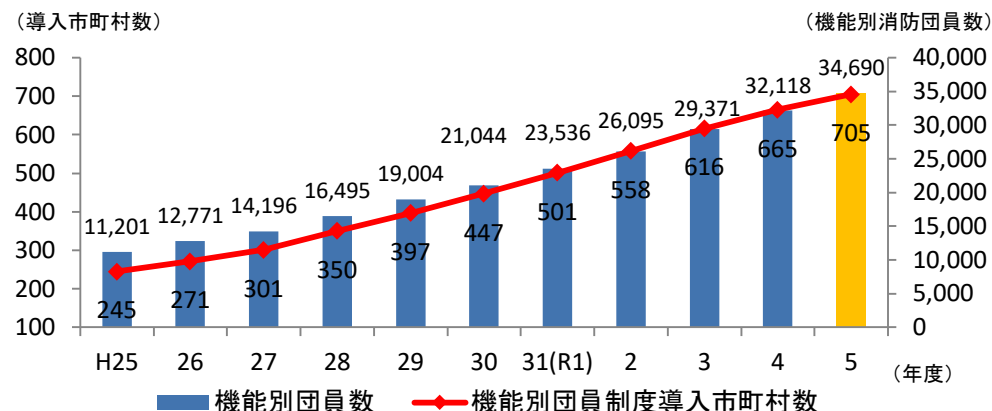
2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



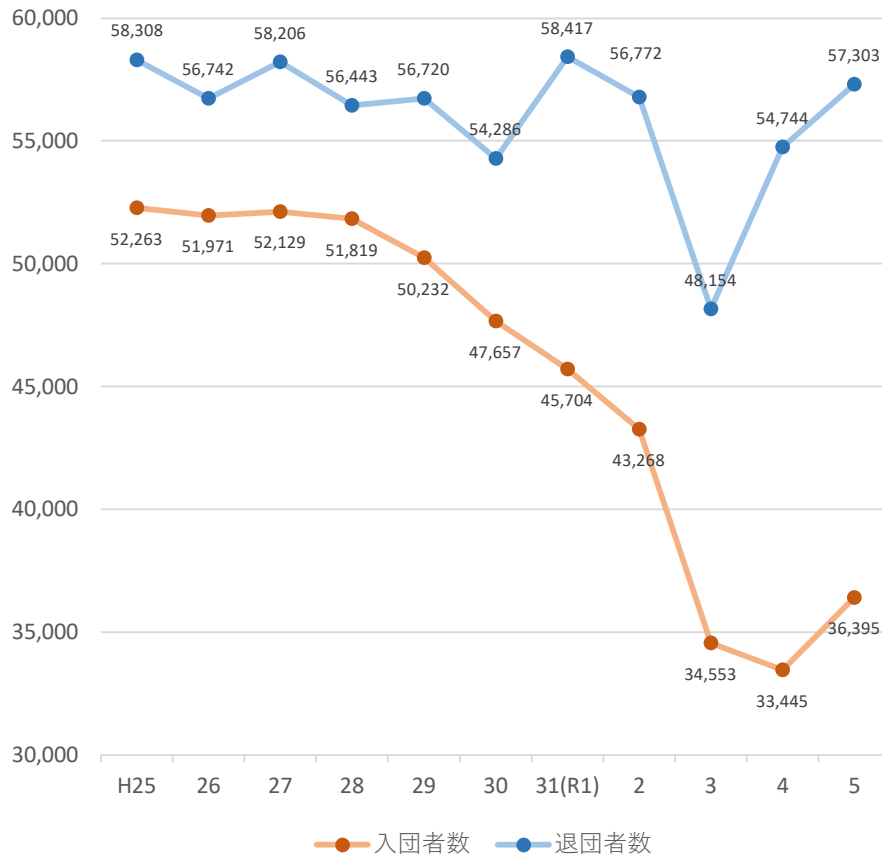
4 機能別消防団員数の推移



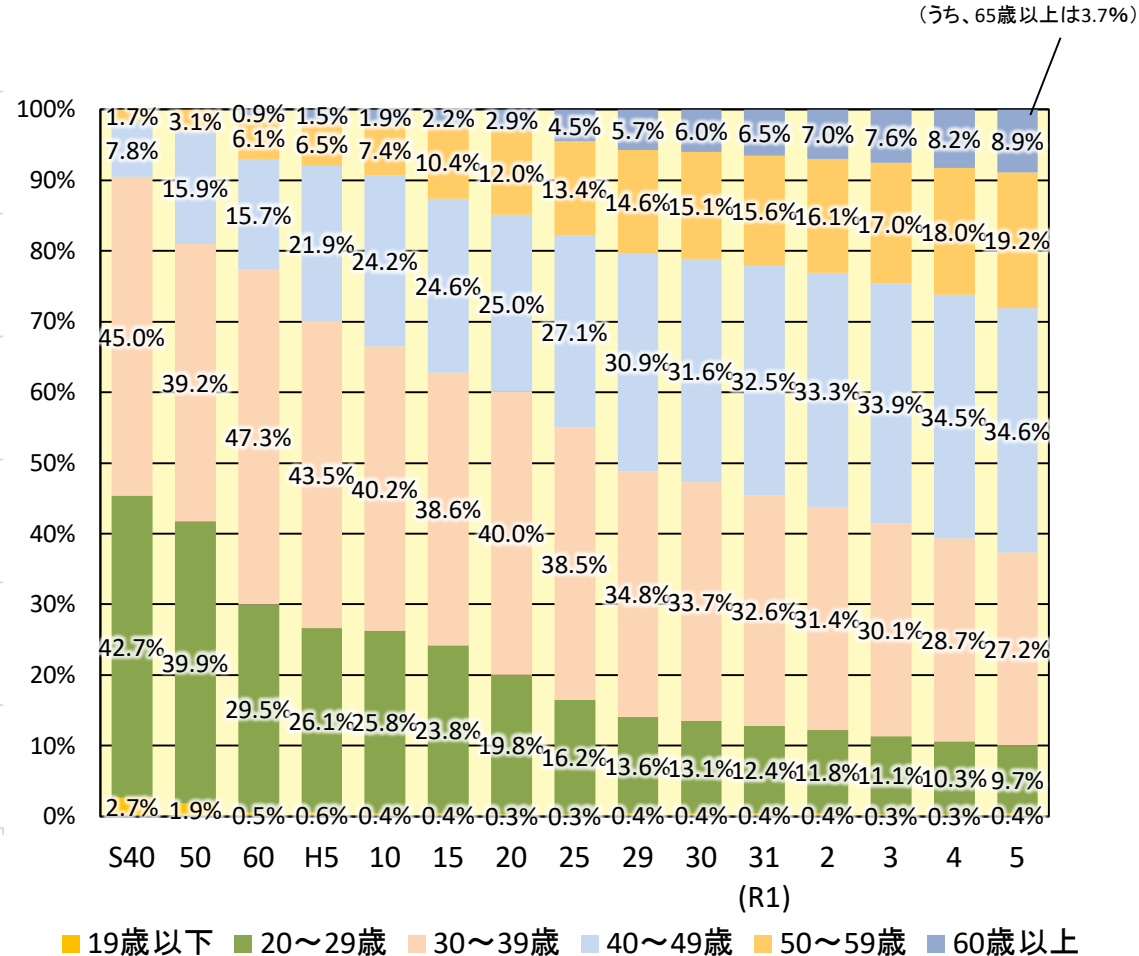
消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和5年度）

- 消防団員数は依然として減少傾向にあるものの、入団者数は8年ぶりの増加となった。（下図①）
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少しており、30代以下は4割程度（37.3%）にとどまる。（下図②）

①入団者数及び退団者数の推移



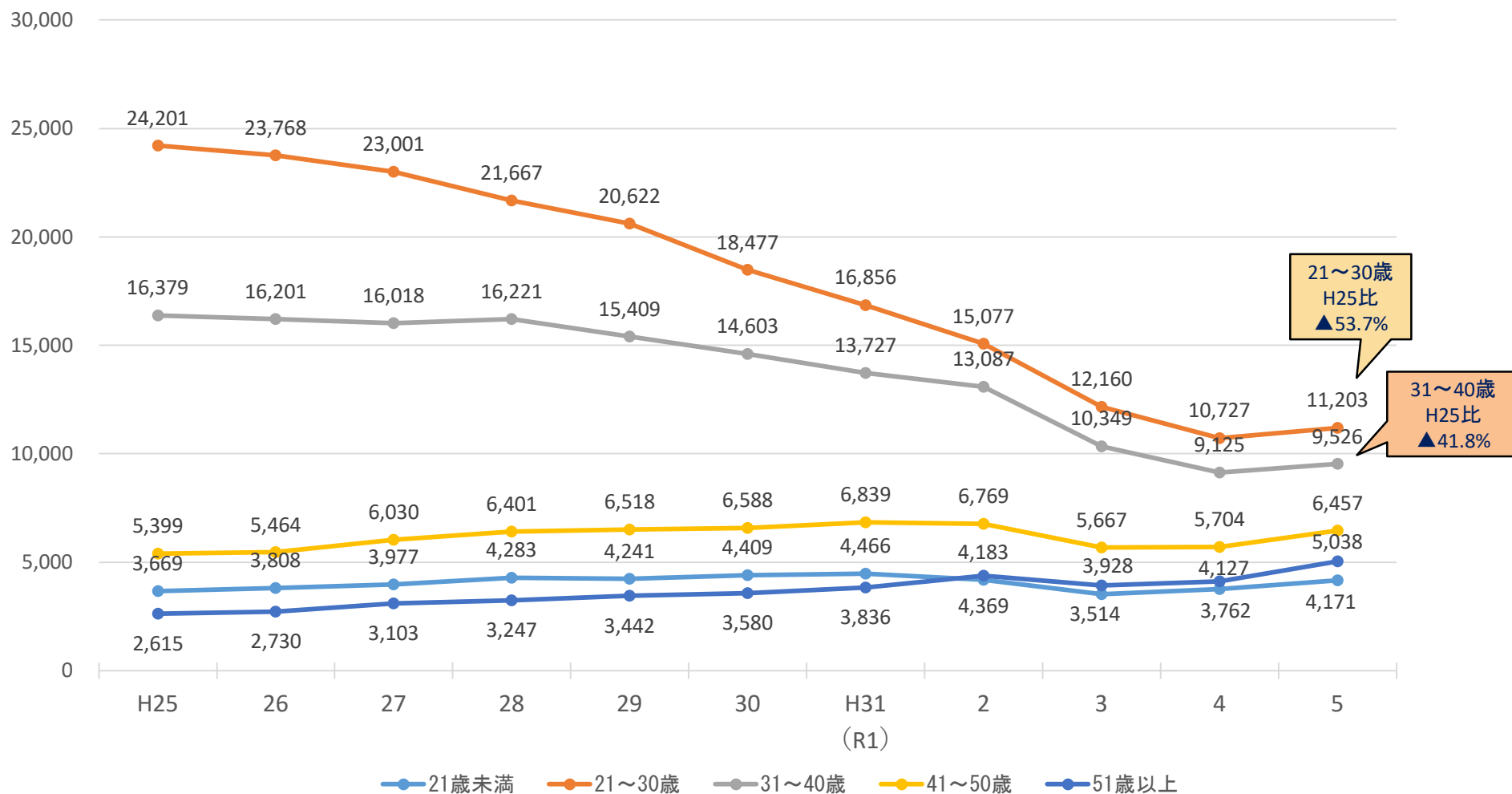
②年齢階層別消防団員数の推移



消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和5年度）

- 年齢階層別に入団者数を見ると、減少が続いていた**21～30歳及び31～40歳の入団者数**は増加した。
一方で、**41～50歳及び51歳以上の入団者数**は、一定の水準で推移している。

年齢階層別入団者数の推移



都道府県別消防団員数の推移

資料2

各年4月1日現在

都道府県		消防団数	R5 条例定数	R5 実員数	人口10万人あたり 団員数	R4 実員数	R5-R4
1	北海道	206	27,918	23,071	449	23,551	▲ 480
2	青森県	41	20,379	16,658	1,359	17,308	▲ 650
3	岩手県	33	23,360	18,857	1,585	19,674	▲ 817
4	宮城県	42	20,715	17,245	764	17,763	▲ 518
5	秋田県	25	17,435	14,546	1,546	15,131	▲ 585
6	山形県	35	24,376	21,343	2,047	22,284	▲ 941
7	福島県	59	34,664	29,286	1,610	30,101	▲ 815
8	茨城県	44	23,631	20,300	705	20,993	▲ 693
9	栃木県	28	15,301	13,474	698	13,787	▲ 313
10	群馬県	35	12,539	10,802	559	11,001	▲ 199
11	埼玉県	64	15,483	13,332	181	13,542	▲ 210
12	千葉県	48	27,606	23,057	365	23,606	▲ 549
13	東京都	98	26,637	21,618	156	21,721	▲ 103
14	神奈川県	59	20,122	17,798	193	17,881	▲ 83
15	新潟県	30	35,927	31,286	1,446	32,780	▲ 1,494
16	富山県	15	9,981	8,482	825	8,743	▲ 261
17	石川県	22	5,915	5,128	459	5,180	▲ 52
18	福井県	18	6,236	5,849	770	5,858	▲ 9
19	山梨県	27	15,639	13,610	1,675	14,059	▲ 449
20	長野県	77	34,095	29,550	1,446	30,887	▲ 1,337
21	岐阜県	44	22,284	20,421	1,030	20,715	▲ 294
22	静岡県	35	21,072	16,882	465	17,358	▲ 476
23	愛知県	345	25,670	21,368	284	21,790	▲ 422
24	三重県	29	14,187	12,311	695	12,622	▲ 311
25	滋賀県	19	9,312	8,338	590	8,545	▲ 207
26	京都府	36	18,816	16,148	646	16,416	▲ 268
27	大阪府	44	11,344	10,001	114	10,097	▲ 96
28	兵庫県	62	42,896	38,777	710	39,651	▲ 874
29	奈良県	39	8,771	7,518	567	7,727	▲ 209
30	和歌山県	30	12,261	11,160	1,207	11,338	▲ 178
31	鳥取県	19	4,861	4,383	802	4,671	▲ 288
32	島根県	19	12,148	10,767	1,634	11,121	▲ 354
33	岡山県	27	27,942	25,059	1,343	25,778	▲ 719
34	広島県	30	22,404	19,619	708	20,068	▲ 449
35	山口県	19	14,328	11,754	886	12,182	▲ 428
36	徳島県	27	11,187	10,151	1,412	10,309	▲ 158
37	香川県	17	8,302	7,266	759	7,380	▲ 114
38	愛媛県	20	21,241	18,890	1,423	19,197	▲ 307
39	高知県	34	8,621	7,431	1,085	7,575	▲ 144
40	福岡県	73	26,711	23,280	456	23,811	▲ 531
41	佐賀県	20	18,294	16,915	2,096	17,583	▲ 668
42	長崎県	21	20,654	17,377	1,330	18,123	▲ 746
43	熊本県	45	33,671	28,773	1,656	29,840	▲ 1,067
44	大分県	18	15,778	13,407	1,193	13,755	▲ 348
45	宮崎県	26	15,355	13,209	1,236	13,674	▲ 465
46	鹿児島県	43	16,655	14,510	912	14,716	▲ 206
47	沖縄県	30	2,091	1,663	112	1,686	▲ 23
全国計		2,177	884,815	762,670	608	783,578	▲ 20,908

※人口は本年1月1日住民基本台帳人口による

消防団員数等一覧表(女性・学生・機能別団員数)

資料3

令和5年4月1日現在

都道府県	女性団員数	学生団員数	機能別団員数
北海道	1,985	97	230
青森県	535	56	557
岩手県	501	26	1,371
宮城県	484	84	437
秋田県	468	110	1,315
山形県	362	6	828
福島県	441	53	1,736
茨城県	553	29	638
栃木県	268	40	923
群馬県	171	126	432
埼玉県	734	248	284
千葉県	628	216	1,085
東京都	3,215	1,109	1,154
神奈川県	1,843	527	263
新潟県	690	344	806
富山県	434	35	408
石川県	210	41	307
福井県	343	33	458
山梨県	183	12	674
長野県	1,002	54	1,470
岐阜県	606	165	3,922
静岡県	420	61	1,014
愛知県	980	818	1,980
三重県	536	111	605
滋賀県	186	39	96
京都府	750	299	675
大阪府	285	96	863
兵庫県	614	220	566
奈良県	326	23	93
和歌山県	341	33	242
鳥取県	140	27	43
島根県	251	4	117
岡山県	615	132	772
広島県	574	122	519
山口県	574	68	132
徳島県	354	76	273
香川県	219	64	141
愛媛県	640	267	1,044
高知県	294	10	157
福岡県	963	236	909
佐賀県	411	7	994
長崎県	338	58	507
熊本県	921	245	2,010
大分県	302	19	503
宮崎県	473	24	799
鹿児島県	594	74	274
沖縄県	197	18	64
全国計	27,954	6,562	34,690

※上記の3項目(女性団員数、学生団員数、機能別団員数)に複数該当する消防団員(例えば、女性団員であり、かつ機能別団員でもある消防団員)については、各項目にそれぞれ、重複して計上している

都道府県別処遇改善対応状況

資料4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	団体数	年額報酬		出勤報酬		直接支給			
		年額報酬		出勤報酬		年額報酬		出勤報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	178	99.4%	179	100.0%	179	100.0%	179	100.0%
青森県	40	40	100.0%	36	90.0%	26	65.0%	30	75.0%
岩手県	33	30	90.9%	29	87.9%	28	84.8%	29	87.9%
宮城県	35	34	97.1%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	15	60.0%	19	76.0%	22	88.0%	20	80.0%
山形県	35	27	77.1%	23	65.7%	34	97.1%	32	91.4%
福島県	59	53	89.8%	54	91.5%	55	93.2%	54	91.5%
茨城県	44	28	63.6%	31	70.5%	38	86.4%	34	77.3%
栃木県	25	25	100.0%	24	96.0%	24	96.0%	24	96.0%
群馬県	35	28	80.0%	20	57.1%	22	62.9%	16	45.7%
埼玉県	63	63	100.0%	57	90.5%	63	100.0%	59	93.7%
千葉県	54	32	59.3%	35	64.8%	41	75.9%	36	66.7%
東京都	40	39	97.5%	30	75.0%	40	100.0%	39	97.5%
神奈川県	33	32	97.0%	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%
新潟県	30	26	86.7%	26	86.7%	29	96.7%	28	93.3%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%
福井県	18	17	94.4%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	3	11.1%	8	29.6%	23	85.2%	21	77.8%
長野県	77	61	79.2%	67	87.0%	65	84.4%	63	81.8%
岐阜県	42	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	33	94.3%	34	97.1%	33	94.3%	33	94.3%
愛知県	54	52	96.3%	46	85.2%	50	92.6%	50	92.6%
三重県	29	23	79.3%	28	96.6%	26	89.7%	25	86.2%

都道府県	団体数	年額報酬		出勤報酬		直接支給			
		年額報酬		出勤報酬		年額報酬		出勤報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
滋賀県	19	17	89.5%	15	78.9%	18	94.7%	18	94.7%
京都府	26	24	92.3%	22	84.6%	23	88.5%	23	88.5%
大阪府	43	41	95.3%	39	90.7%	40	93.0%	40	93.0%
兵庫県	41	22	53.7%	31	75.6%	38	92.7%	34	82.9%
奈良県	39	30	76.9%	14	35.9%	30	76.9%	25	64.1%
和歌山県	30	22	73.3%	26	86.7%	28	93.3%	27	90.0%
鳥取県	19	19	100.0%	17	89.5%	11	57.9%	11	57.9%
島根県	19	16	84.2%	16	84.2%	16	84.2%	16	84.2%
岡山県	27	16	59.3%	16	59.3%	20	74.1%	17	63.0%
広島県	23	18	78.3%	20	87.0%	22	95.7%	22	95.7%
山口県	19	13	68.4%	14	73.7%	13	68.4%	12	63.2%
徳島県	24	24	100.0%	20	83.3%	8	33.3%	8	33.3%
香川県	17	16	94.1%	17	100.0%	16	94.1%	16	94.1%
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
高知県	34	33	97.1%	27	79.4%	25	73.5%	26	76.5%
福岡県	60	51	85.0%	49	81.7%	51	85.0%	51	85.0%
佐賀県	20	8	40.0%	12	60.0%	9	45.0%	12	60.0%
長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	15	71.4%	16	76.2%
熊本県	45	43	95.6%	40	88.9%	31	68.9%	30	66.7%
大分県	18	11	61.1%	14	77.8%	16	88.9%	15	83.3%
宮崎県	26	24	92.3%	23	88.5%	14	53.8%	17	65.4%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%	41	95.3%	42	97.7%
沖縄県	41	33	80.5%	28	68.3%	41	100.0%	41	100.0%
全国計	1,720	1,479	86.0%	1,448	84.2%	1,506	87.6%	1,473	85.6%
(参考)R4	1,720	1,188	69.1%	1,113	64.7%	1,274	74.1%	1,229	71.5%
(参考)R3	1,720	1,173	68.2%	1,070	62.2%	901	52.4%		

※ R 3 の直接支給は、年額報酬・出勤報酬を合わせた数字

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
北海道	札幌市	36,500	8,000	○	○	
北海道	函館市	36,500	8,000	○	○	
北海道	小樽市	36,500	8,000	○	○	
北海道	旭川市	36,500	16,000	○	○	
北海道	室蘭市	36,500	8,000	○	○	
北海道	釧路市	36,500	8,000	○	○	
北海道	帯広市	36,500	8,000	○	○	
北海道	北見市	36,500	14,000	○	○	
北海道	夕張市	27,000	8,000	○	○	
北海道	岩見沢市	36,500	8,000	○	○	
北海道	網走市	36,500	8,000	○	○	
北海道	留萌市	36,500	8,000	○	○	
北海道	苫小牧市	36,500	8,000	○	○	
北海道	稚内市	36,500	8,000	○	○	
北海道	美唄市	36,500	8,000	○	○	
北海道	芦別市	36,500	8,000	○	○	
北海道	江別市	36,500	11,200	○	○	
北海道	赤平市	36,500	8,000	○	○	
北海道	紋別市	36,500	14,000	○	○	
北海道	士別市	48,000	10,000	○	○	
北海道	名寄市	38,400	8,000	○	○	
北海道	三笠市	37,200	8,000	○	○	
北海道	根室市	36,500	8,000	○	○	
北海道	千歳市	36,500	8,000	○	○	
北海道	滝川市	36,500	8,000	○	○	
北海道	砂川市	36,500	8,000	○	○	
北海道	歌志内市	55,200	8,000	○	○	
北海道	深川市	36,500	8,000	○	○	
北海道	富良野市	42,000	12,000	○	○	
北海道	登別市	36,500	11,500	○	○	
北海道	恵庭市	36,500	13,400	○	○	
北海道	伊達市	36,500	12,000	○	○	
北海道	北広島市	36,500	14,000	○	○	
北海道	石狩市	36,500	10,000	○	○	
北海道	北斗市	36,500	8,000	○	○	
北海道	当別町	36,500	10,000	○	○	
北海道	新篠津村	36,500	10,000	○	○	
北海道	松前町	36,500	9,600	○	○	
北海道	福島町	36,500	9,600	○	○	
北海道	知内町	36,500	9,600	○	○	
北海道	木古内町	36,500	9,600	○	○	
北海道	七飯町	36,500	8,000	○	○	
北海道	鹿部町	36,500	8,000	○	○	
北海道	森町	36,500	8,000	○	○	
北海道	八雲町	36,500	8,000	○	○	
北海道	長万部町	36,500	8,000	○	○	
北海道	江差町	36,500	10,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
北海道	上ノ国町	36,500	10,000	○	○	
北海道	厚沢部町	36,500	10,000	○	○	
北海道	乙部町	36,500	10,000	○	○	
北海道	奥尻町	36,500	10,000	○	○	
北海道	今金町	36,500	10,000	○	○	
北海道	せたな町	36,500	10,000	○	○	
北海道	島牧村	36,500	8,000	○	○	
北海道	寿都町	36,500	8,000	○	○	
北海道	黒松内町	36,500	8,000	○	○	
北海道	蘭越町	36,500	8,000	○	○	
北海道	ニセコ町	36,500	8,000	○	○	
北海道	真狩村	36,500	8,000	○	○	
北海道	留寿都村	36,500	8,000	○	○	
北海道	喜茂別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	京極町	36,500	8,000	○	○	
北海道	倶知安町	36,500	8,000	○	○	
北海道	共和町	36,500	8,000	○	○	
北海道	岩内町	36,500	8,000	○	○	
北海道	泊村	36,500	8,000	○	○	
北海道	神恵内村	36,500	8,000	○	○	
北海道	積丹町	36,500	8,000	○	○	
北海道	古平町	36,500	8,000	○	○	
北海道	仁木町	36,500	8,000	○	○	
北海道	余市町	36,500	8,000	○	○	
北海道	赤井川村	36,500	8,000	○	○	
北海道	南幌町	36,500	8,300	○	○	
北海道	奈井江町	36,500	8,000	○	○	
北海道	上砂川町	36,500	8,000	○	○	
北海道	由仁町	36,500	8,300	○	○	
北海道	長沼町	36,500	8,300	○	○	
北海道	栗山町	36,500	8,300	○	○	
北海道	月形町	36,500	8,000	○	○	
北海道	浦臼町	36,500	8,000	○	○	
北海道	新十津川町	36,500	8,000	○	○	
北海道	妹背牛町	36,500	8,000	○	○	
北海道	秩父別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	雨竜町	36,500	8,000	○	○	
北海道	北竜町	36,500	8,000	○	○	
北海道	沼田町	36,500	8,000	○	○	
北海道	鷹栖町	36,500	8,000	○	○	
北海道	東神楽町	40,000	10,800	○	○	
北海道	当麻町	40,000	10,800	○	○	
北海道	比布町	40,000	10,800	○	○	
北海道	愛別町	40,000	10,800	○	○	
北海道	上川町	36,500	8,000	○	○	
北海道	東川町	40,000	10,800	○	○	
北海道	美瑛町	40,000	10,800	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
北海道	上富良野町	66,000	12,000	○	○	
北海道	中富良野町	66,000	12,000	○	○	
北海道	南富良野町	42,000	12,000	○	○	
北海道	占冠村	42,000	12,000	○	○	
北海道	和寒町	48,000	10,000	○	○	
北海道	剣淵町	48,000	10,000	○	○	
北海道	下川町	38,400	8,000	○	○	
北海道	美深町	38,400	8,000	○	○	
北海道	音威子府村	38,400	8,000	○	○	
北海道	中川町	38,400	8,000	○	○	
北海道	幌加内町	48,000	10,000	○	○	
北海道	増毛町	36,500	8,000	○	○	
北海道	小平町	36,500	8,000	○	○	
北海道	苫前町	36,500	10,000	○	○	
北海道	羽幌町	36,500	10,000	○	○	
北海道	初山別村	36,500	10,000	○	○	
北海道	遠別町	36,500	10,000	○	○	
北海道	天塩町	36,500	10,000	○	○	
北海道	猿払村	36,500	8,000	○	○	
北海道	浜頓別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	中頓別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	枝幸町	36,500	8,000	○	○	
北海道	豊富町	36,500	8,000	○	○	
北海道	礼文町	36,500	9,000	○	○	
北海道	利尻町	36,500	9,000	○	○	
北海道	利尻富士町	36,500	9,000	○	○	
北海道	幌延町	36,500	10,000	○	○	
北海道	美幌町	36,500	16,000	○	○	
北海道	津別町	36,500	16,000	○	○	
北海道	斜里町	36,500	16,000	○	○	
北海道	清里町	36,500	16,000	○	○	
北海道	小清水町	36,500	16,000	○	○	
北海道	訓子府町	36,500	14,000	○	○	
北海道	置戸町	36,500	14,000	○	○	
北海道	佐呂間町	36,500	14,000	○	○	
北海道	遠軽町	36,500	14,000	○	○	
北海道	湧別町	36,500	14,000	○	○	
北海道	滝上町	36,500	14,000	○	○	
北海道	興部町	36,500	14,000	○	○	
北海道	西興部村	36,500	14,000	○	○	
北海道	雄武町	36,500	14,000	○	○	
北海道	大空町	36,500	8,000	○	○	
北海道	豊浦町	36,500	12,000	○	○	
北海道	壮瞥町	36,500	12,000	○	○	
北海道	白老町	36,500	12,800	○	○	
北海道	厚真町	36,500	14,000	○	○	
北海道	洞爺湖町	36,500	12,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
北海道	安平町	36,500	14,000	○	○	
北海道	むかわ町	36,500	14,000	○	○	
北海道	日高町	36,500	12,000	○	○	
北海道	平取町	36,500	12,000	○	○	
北海道	新冠町	36,500	8,000	○	○	
北海道	浦河町	36,500	8,000	○	○	
北海道	様似町	36,500	8,000	○	○	
北海道	えりも町	36,500	8,000	○	○	
北海道	新ひだか町	36,500	8,000	○	○	
北海道	音更町	36,500	8,000	○	○	
北海道	士幌町	36,500	8,000	○	○	
北海道	上士幌町	36,500	8,000	○	○	
北海道	鹿追町	36,500	12,000	○	○	
北海道	新得町	36,500	8,000	○	○	
北海道	清水町	36,500	20,000	○	○	
北海道	芽室町	36,500	8,000	○	○	
北海道	中札内村	36,500	8,000	○	○	
北海道	更別村	37,000	8,000	○	○	
北海道	大樹町	36,500	16,000	○	○	
北海道	広尾町	36,500	8,000	○	○	
北海道	幕別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	池田町	36,500	8,000	○	○	
北海道	豊頃町	36,500	8,000	○	○	
北海道	本別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	足寄町	36,500	14,000	○	○	
北海道	陸別町	36,500	8,000	○	○	
北海道	浦幌町	36,500	8,000	○	○	
北海道	釧路町	36,500	10,000	○	○	
北海道	厚岸町	36,500	10,000	○	○	
北海道	浜中町	36,500	10,000	○	○	
北海道	標茶町	36,500	10,000	○	○	
北海道	弟子屈町	36,500	10,000	○	○	
北海道	鶴居村	36,500	10,000	○	○	
北海道	白糠町	36,500	8,000	○	○	
北海道	別海町	36,500	8,000	○	○	
北海道	中標津町	36,500	8,000	○	○	
北海道	標津町	36,500	8,000	○	○	
北海道	羅臼町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
青森県	青森市	36,500	8,000	○	○	
青森県	弘前市	36,500	8,000			
青森県	八戸市	36,500	8,000	○	○	
青森県	黒石市	36,500	8,000			
青森県	五所川原市	36,600	8,000	○	○	
青森県	十和田市	36,500	8,000	○	○	
青森県	三沢市	36,500	8,000	○	○	
青森県	むつ市	36,500	8,000	○	○	
青森県	つがる市	36,500	8,000	○	○	
青森県	平川市	36,600	8,000	○	○	
青森県	平内町	36,500	8,000	○	○	
青森県	今別町	36,500	8,000			
青森県	蓬田村	36,500	8,000	○	○	
青森県	外ヶ浜町	36,500	8,000			
青森県	鯺ヶ沢町	36,500	1,800	○	○	
青森県	深浦町	36,500	1,500	○	○	
青森県	西目屋村	36,500	8,000	○	○	
青森県	藤崎町	36,500	8,000			
青森県	大鰐町	36,600	8,000			
青森県	田舎館村	36,600	-			出勤報酬を年額で部へ支給
青森県	板柳町	36,500	2,000			
青森県	鶴田町	36,600	8,000	○	○	
青森県	中泊町	36,500	8,000	○	○	
青森県	野辺地町	36,500	8,000	○	○	
青森県	七戸町	36,500	8,000		○	
青森県	六戸町	36,500	8,000	○	○	
青森県	横浜町	36,500	8,000	○	○	
青森県	東北町	36,500	8,000	○	○	
青森県	六ヶ所村	36,500	8,000	○	○	
青森県	おいらせ町	36,500	8,000	○	○	
青森県	大間町	36,500	8,000	○	○	
青森県	東通村	36,500	8,000		○	
青森県	風間浦村	36,500	8,000			
青森県	佐井村	36,500	8,000	○	○	
青森県	三戸町	36,500	8,000	○	○	
青森県	五戸町	36,500	8,000	○	○	
青森県	田子町	36,500	8,000		○	
青森県	南部町	36,500	8,000		○	
青森県	階上町	36,500	8,000	○	○	
青森県	新郷村	36,500	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
岩手県	盛岡市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	宮古市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	大船渡市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	花巻市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	北上市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	久慈市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	遠野市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	一関市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	陸前高田市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	釜石市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	二戸市	30,000	3,000	○	○	
岩手県	八幡平市	36,500	8,000			
岩手県	奥州市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	滝沢市	36,500	8,000	○	○	
岩手県	雫石町	37,000	8,400	○	○	
岩手県	葛巻町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	岩手町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	紫波町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	矢巾町	36,500	8,000		○	
岩手県	西和賀町	36,000	6,000			
岩手県	金ヶ崎町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	平泉町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	住田町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	大槌町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	山田町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	岩泉町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	田野畑村	36,500	8,000	○	○	
岩手県	普代村	36,500	8,000	○	○	
岩手県	軽米町	36,500	8,000	○	○	
岩手県	野田村	36,500	8,000	○	○	
岩手県	九戸村	36,500	8,000	○	○	
岩手県	洋野町	24,000	2,500			
岩手県	一戸町	37,000	2,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年 4 月 1 日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
宮城県	仙台市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	石巻市	36,600	8,000	○	○	
宮城県	塩竈市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	気仙沼市	36,500	10,800	○	○	
宮城県	白石市	28,000	4,000	○	○	
宮城県	名取市	56,000	8,000	○	○	
宮城県	角田市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	多賀城市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	岩沼市	41,700	8,000	○	○	
宮城県	登米市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	栗原市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	東松島市	45,000	8,000	○	○	
宮城県	大崎市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	富谷市	36,500	8,000	○	○	
宮城県	蔵王町	47,800	9,000	○	○	
宮城県	七ヶ宿町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	大河原町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	村田町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	柴田町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	川崎町	43,300	8,000	○	○	
宮城県	丸森町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	亘理町	42,000	8,000	○	○	
宮城県	山元町	42,000	8,000	○	○	
宮城県	松島町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	七ヶ浜町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	利府町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	大和町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	大郷町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	大衡村	48,000	8,000	○	○	
宮城県	色麻町	43,000	8,000	○	○	
宮城県	加美町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	涌谷町	43,100	8,000	○	○	
宮城県	美里町	48,000	8,000	○	○	
宮城県	女川町	36,500	8,000	○	○	
宮城県	南三陸町	36,600	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和 5 年 4 月 1 日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8 時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
秋田県	秋田市	30,000	8,000	○	○	
秋田県	能代市	36,500	8,000	○	○	
秋田県	横手市	16,500	8,000			
秋田県	大館市	21,000	7,000	○	○	
秋田県	男鹿市	36,500	8,000	○	○	
秋田県	湯沢市	22,000	8,000	○		
秋田県	鹿角市	21,000	6,000	○	○	
秋田県	由利本荘市	36,500	8,000	○	○	
秋田県	潟上市	20,000	4,000	○	○	
秋田県	大仙市	36,500	8,000	○	○	
秋田県	北秋田市	36,500	8,000	○	○	
秋田県	にかほ市	21,400	-	○	○	出勤報酬を年額で支給
秋田県	仙北市	36,500	5,000	○	○	
秋田県	小坂町	21,000	6,000	○	○	
秋田県	上小阿仁村	36,500	8,000	○	○	
秋田県	藤里町	36,500	8,000	○	○	
秋田県	三種町	36,500	9,000			
秋田県	八峰町	36,500	8,000	○	○	
秋田県	五城目町	36,500	8,000	○	○	
秋田県	八郎潟町	36,500	8,000	○		
秋田県	井川町	36,500	8,000	○	○	
秋田県	大潟村	36,500	8,000	○	○	
秋田県	美郷町	36,500	8,000	○	○	
秋田県	羽後町	17,000	8,000	○	○	
秋田県	東成瀬村	12,000	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
山形県	山形市	36,500	8,000	○	○	
山形県	米沢市	20,000	1,500	○	○	
山形県	鶴岡市	36,500	8,000	○	○	
山形県	酒田市	20,000	2,600	○	○	
山形県	新庄市	36,500	8,000	○	○	
山形県	寒河江市	16,800	8,000	○	○	
山形県	上山市	36,500	8,000	○	○	
山形県	村山市	36,500	8,000	○	○	
山形県	長井市	36,500	8,000	○	○	
山形県	天童市	36,500	4,000	○	○	
山形県	東根市	36,500	8,000	○	○	
山形県	尾花沢市	36,500	8,000	○	○	
山形県	南陽市	36,500	8,000	○	○	
山形県	山辺町	19,000	1,700	○		
山形県	中山町	36,500	8,000	○	○	
山形県	河北町	36,500	8,000	○		
山形県	西川町	36,500	8,000	○	○	
山形県	朝日町	36,500	8,000	○	○	
山形県	大江町	36,500	8,000	○	○	
山形県	大石田町	36,500	8,000			
山形県	金山町	36,500	5,000	○	○	
山形県	最上町	36,500	1,000	○	○	
山形県	舟形町	36,500	8,000	○	○	
山形県	真室川町	36,500	8,000	○	○	
山形県	大蔵村	36,500	1,000	○	○	
山形県	鮭川村	36,500	1,000	○	○	
山形県	戸沢村	36,500	900	○	○	
山形県	高畠町	36,500	8,000	○	○	
山形県	川西町	25,000	8,000	○	○	
山形県	小国町	36,500	8,000	○	○	
山形県	白鷹町	36,500	8,000	○	○	
山形県	飯豊町	36,500	8,000	○	○	
山形県	三川町	23,000	3,000	○	○	
山形県	庄内町	20,000	4,000	○	○	
山形県	遊佐町	20,000	3,900	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
 注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
 注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
 注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
 注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
福島県	福島市	36,500	8,000	○	○	
福島県	会津若松市	36,500	8,000	○	○	
福島県	郡山市	36,500	8,000	○	○	
福島県	いわき市	36,500	8,000	○	○	
福島県	白河市	36,500	8,000	○	○	
福島県	須賀川市	36,500	8,000	○	○	
福島県	喜多方市	36,500	8,000	○	○	
福島県	相馬市	36,500	8,000	○	○	
福島県	二本松市	36,500	8,000	○	○	
福島県	田村市	31,000	1,000	○	○	
福島県	南相馬市	36,500	8,000	○	○	
福島県	伊達市	36,500	8,000	○	○	
福島県	本宮市	36,500	8,000	○	○	
福島県	桑折町	36,500	8,000	○	○	
福島県	国見町	36,500	8,000	○	○	
福島県	川俣町	36,500	2,200	○		
福島県	大玉村	36,500	8,000	○	○	
福島県	鏡石町	36,500	8,000	○	○	
福島県	天栄村	36,500	8,000	○	○	
福島県	下郷町	36,500	8,000	○	○	
福島県	檜枝岐村	36,500	8,200	○	○	
福島県	只見町	25,000	8,000	○	○	
福島県	南会津町	36,500	8,000	○	○	
福島県	北塩原村	36,500	8,000	○	○	
福島県	西会津町	36,500	8,000	○	○	
福島県	磐梯町	36,500	8,000	○	○	
福島県	猪苗代町	36,500	-			
福島県	会津坂下町	36,500	8,000	○	○	
福島県	湯川村	36,500	8,000	○	○	
福島県	柳津町	36,500	8,000	○	○	
福島県	三島町	36,500	8,000			
福島県	金山町	36,500	8,000	○	○	
福島県	昭和村	36,500	8,000	○	○	
福島県	会津美里町	36,500	8,000	○	○	
福島県	西郷村	36,500	8,000	○	○	
福島県	泉崎村	36,500	8,000	○	○	
福島県	中島村	36,500	8,000	○	○	
福島県	矢吹町	36,500	8,000	○	○	
福島県	棚倉町	36,500	8,000	○	○	
福島県	矢祭町	36,500	8,000	○	○	
福島県	塙町	36,500	8,000	○	○	
福島県	鮫川村	36,500	8,000	○	○	
福島県	石川町	36,500	8,000	○	○	
福島県	玉川村	37,000	8,000	○	○	
福島県	平田村	36,500	8,000	○	○	
福島県	浅川町	36,500	8,000	○	○	
福島県	古殿町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
福島県	三春町	36,500	8,000	○	○	
福島県	小野町	36,500	1,600	○	○	
福島県	広野町	36,500	8,000			
福島県	檜葉町	36,500	8,000	○	○	
福島県	富岡町	28,000	2,100	○	○	
福島県	川内村	36,500	8,000	○	○	
福島県	大熊町	36,000	8,000	○	○	
福島県	双葉町	22,000	8,000	○	○	
福島県	浪江町	30,500	8,000	○	○	
福島県	葛尾村	36,500	8,000	○	○	
福島県	新地町	36,500	8,000	○	○	
福島県	飯舘村	36,500	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
茨城県	水戸市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	日立市	30,000	2,500	○	○	
茨城県	土浦市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	古河市	50,000	12,000	○	○	
茨城県	石岡市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	結城市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	龍ヶ崎市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	下妻市	37,000	7,000	○	○	
茨城県	常総市	41,000	4,000	○		
茨城県	常陸太田市	21,200	3,000	○	○	
茨城県	高萩市	23,000	3,000	○	○	
茨城県	北茨城市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	笠間市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	取手市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	牛久市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	つくば市	37,000	8,000	○	○	
茨城県	ひたちなか市	30,000	8,000	○	○	
茨城県	鹿嶋市	18,000	8,000	○	○	
茨城県	潮来市	36,500	8,000			
茨城県	守谷市	36,500	8,000	○		
茨城県	常陸大宮市	34,000	8,000	○	○	
茨城県	那珂市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	筑西市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	坂東市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	稲敷市	36,500	4,000			
茨城県	かすみがうら市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	桜川市	36,500	8,000	○	○	
茨城県	神栖市	27,000	3,000	○		
茨城県	行方市	20,000	1,000	○	○	
茨城県	鉾田市	20,000	1,500			
茨城県	つくばみらい市	47,000	8,000	○	○	
茨城県	小美玉市	33,000	8,000	○	○	
茨城県	茨城町	33,000	8,000	○	○	
茨城県	大洗町	33,000	8,000	○	○	
茨城県	城里町	36,500	8,000	○	○	
茨城県	東海村	30,000	7,000	○	○	
茨城県	大子町	36,500	8,000	○	○	
茨城県	美浦村	36,500	8,000			
茨城県	阿見町	36,500	8,000	○	○	
茨城県	河内町	36,500	8,000	○	○	
茨城県	八千代町	36,000	-			出勤報酬を分団単位で支給
茨城県	五霞町	42,800	8,000	○	○	
茨城県	境町	29,000	4,000	○		
茨城県	利根町	17,000	2,400			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
栃木県	宇都宮市	38,000	8,000	○	○	
栃木県	足利市	48,000	8,000	○	○	
栃木県	栃木市	64,000	8,000	○	○	
栃木県	佐野市	53,000	8,000	○	○	
栃木県	鹿沼市	46,000	8,000	○	○	
栃木県	日光市	53,000	8,000	○	○	
栃木県	小山市	68,000	8,000	○	○	
栃木県	真岡市	47,000	8,000	○	○	
栃木県	大田原市	39,000	8,000	○	○	
栃木県	矢板市	36,500	8,000	○	○	
栃木県	那須塩原市	39,000	8,000	○	○	
栃木県	さくら市	45,000	8,000	○	○	
栃木県	那須烏山市	36,500	8,000	○	○	
栃木県	下野市	65,000	8,000	○	○	
栃木県	上三川町	50,000	8,000	○	○	
栃木県	益子町	36,500	8,000	○	○	
栃木県	茂木町	36,500	8,000			
栃木県	市貝町	37,000	8,000	○	○	
栃木県	芳賀町	40,000	8,000	○	○	
栃木県	壬生町	65,000	8,000	○	○	
栃木県	野木町	61,000	4,000	○	○	
栃木県	塩谷町	38,000	8,000	○	○	
栃木県	高根沢町	40,000	8,000	○	○	
栃木県	那須町	37,000	8,000	○	○	
栃木県	那珂川町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
群馬県	前橋市	43,000	8,000	○	○	
群馬県	高崎市	44,000	-	○		
群馬県	桐生市	49,500	-	○	○	
群馬県	伊勢崎市	60,800	3,300	○	○	
群馬県	太田市	72,000	5,000	○		
群馬県	沼田市	40,000	-			
群馬県	館林市	55,000	8,000	○	○	
群馬県	渋川市	47,000	-	○		
群馬県	藤岡市	45,000	1,300	○		
群馬県	富岡市	77,000	1,300	○	○	
群馬県	安中市	46,000	8,000	○	○	
群馬県	みどり市	50,000	-	○		
群馬県	榛東村	37,200	8,000			
群馬県	吉岡町	43,000	-	○		
群馬県	上野村	29,000	1,400			
群馬県	神流町	36,500	8,000	○	○	
群馬県	下仁田町	36,500	8,000	○	○	
群馬県	南牧村	36,500	8,000			
群馬県	甘楽町	36,500	8,000	○	○	
群馬県	中之条町	36,500	8,000			
群馬県	長野原町	30,000	8,000			
群馬県	嬬恋村	30,000	1,700			
群馬県	草津町	36,500	8,000			
群馬県	高山村	36,500	8,000	○	○	
群馬県	東吾妻町	27,000	8,000			
群馬県	片品村	33,000	2,000			
群馬県	川場村	37,000	8,000			
群馬県	昭和村	31,000	8,000			
群馬県	みなかみ町	24,000	1,500			
群馬県	玉村町	57,300	4,000	○	○	
群馬県	板倉町	55,000	8,000	○	○	
群馬県	明和町	55,000	8,000	○	○	
群馬県	千代田町	55,000	8,000	○	○	
群馬県	大泉町	68,000	8,000	○	○	
群馬県	邑楽町	55,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
埼玉県	さいたま市	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	川越市	69,000	8,000	○	○	
埼玉県	熊谷市	56,000	8,000	○	○	
埼玉県	川口市	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	行田市	48,000	8,000	○	○	
埼玉県	秩父市	42,000	8,000	○	○	
埼玉県	所沢市	72,000	8,000	○	○	
埼玉県	飯能市	70,000	8,000	○	○	
埼玉県	加須市	46,700	2,800	○		
埼玉県	本庄市	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	東松山市	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	春日部市	78,000	8,000	○	○	
埼玉県	狭山市	73,000	8,000	○	○	
埼玉県	羽生市	45,000	8,000	○	○	
埼玉県	鴻巣市	50,400	8,000	○	○	
埼玉県	深谷市	62,000	8,000	○	○	
埼玉県	上尾市	47,500	8,000	○	○	
埼玉県	草加市	56,500	8,000	○	○	
埼玉県	越谷市	53,100	8,000	○	○	
埼玉県	蕨市	40,000	8,000	○	○	
埼玉県	戸田市	61,000	8,000	○	○	
埼玉県	入間市	120,000	8,000	○	○	
埼玉県	朝霞市	78,000	8,000	○	○	
埼玉県	志木市	86,400	8,000	○	○	
埼玉県	和光市	78,000	8,000	○	○	
埼玉県	新座市	78,000	8,000	○	○	
埼玉県	桶川市	46,800	8,000	○	○	
埼玉県	久喜市	57,000	14,000	○	○	
埼玉県	北本市	55,700	8,000	○	○	
埼玉県	八潮市	51,600	8,000	○	○	
埼玉県	富士見市	70,000	8,000	○	○	
埼玉県	三郷市	56,500	8,000	○	○	
埼玉県	蓮田市	73,800	8,000	○	○	
埼玉県	坂戸市	115,000	7,000	○	○	
埼玉県	幸手市	60,000	4,400	○	○	
埼玉県	鶴ヶ島市	115,000	7,000	○	○	
埼玉県	日高市	82,000	8,000	○	○	
埼玉県	吉川市	52,000	8,000	○	○	
埼玉県	ふじみ野市	70,000	8,000	○	○	
埼玉県	白岡市	52,200	9,300	○	○	
埼玉県	伊奈町	46,800	8,000	○	○	
埼玉県	三芳町	70,000	8,000	○	○	
埼玉県	毛呂山町	68,000	8,000	○	○	
埼玉県	越生町	68,000	8,000	○	○	
埼玉県	滑川町	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	嵐山町	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	小川町	75,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
埼玉県	川島町	69,000	8,000	○	○	
埼玉県	吉見町	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	鳩山町	68,000	8,000	○	○	
埼玉県	ときがわ町	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	横瀬町	36,500	1,000	○	○	
埼玉県	皆野町	40,000	500	○		
埼玉県	長瀬町	40,000	8,000	○		
埼玉県	小鹿野町	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	東秩父村	75,000	8,000	○	○	
埼玉県	美里町	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	神川町	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	上里町	36,500	8,000	○	○	
埼玉県	寄居町	62,000	8,000	○		
埼玉県	宮代町	74,100	14,000	○	○	
埼玉県	杉戸町	71,400	8,000	○	○	
埼玉県	松伏町	52,000	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出動報酬 (災害出動・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出動	
千葉県	千葉市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	銚子市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	市川市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	船橋市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	館山市	36,500	3,600	○		
千葉県	木更津市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	松戸市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	野田市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	茂原市	22,000	3,000			
千葉県	成田市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	佐倉市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	東金市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	旭市	25,000	-			出動報酬を部単位で支給
千葉県	習志野市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	柏市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	勝浦市	28,000	1,900			
千葉県	市原市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	流山市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	八千代市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	我孫子市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	鴨川市	26,500	600	○		
千葉県	鎌ヶ谷市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	君津市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	富津市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	浦安市	50,000	8,000	○	○	
千葉県	四街道市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	袖ヶ浦市	36,000	8,000	○	○	
千葉県	八街市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	印西市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	白井市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	富里市	36,500	8,000	○	○	
千葉県	南房総市	46,000	1,700	○		
千葉県	匝瑳市	25,000	1,000			
千葉県	香取市	28,000	8,000	○	○	
千葉県	山武市	36,500	2,000	○		
千葉県	いすみ市	26,000	-			出動報酬を車両単位で支給
千葉県	大網白里市	26,000	4,000	○		
千葉県	酒々井町	36,500	8,000	○	○	
千葉県	栄町	36,500	8,000	○	○	
千葉県	神崎町	25,000	8,000	○	○	
千葉県	多古町	28,000	8,000	○	○	
千葉県	東庄町	20,000	8,000	○	○	
千葉県	九十九里町	26,000	8,000	○	○	
千葉県	芝山町	24,000	8,000			
千葉県	横芝光町	24,000	8,000	○	○	
千葉県	一宮町	22,000	3,000			
千葉県	睦沢町	22,000	3,000			

注1 「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出動報酬」については、災害出動のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出動報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出動に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出動報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
千葉県	長生村	22,000	3,000			
千葉県	白子町	22,000	3,000			
千葉県	長柄町	22,000	3,000			
千葉県	長南町	22,000	3,000			
千葉県	大多喜町	36,500	2,100	○	○	
千葉県	御宿町	28,000	2,000	○	○	
千葉県	鋸南町	44,000	2,200			

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
東京都	東京都特別区	42,500	8,000	○	○	
東京都	八王子市	68,000	4,000	○	○	
東京都	立川市	93,500	8,000	○	○	
東京都	武蔵野市	83,600	8,000	○	○	
東京都	三鷹市	100,800	8,000	○	○	
東京都	青梅市	70,500	8,000	○	○	
東京都	府中市	132,000	3,000	○	○	
東京都	昭島市	96,000	8,000	○	○	
東京都	調布市	106,800	8,000	○	○	
東京都	町田市	98,000	8,000	○	○	
東京都	小金井市	144,000	8,000	○	○	
東京都	小平市	174,000	8,000	○	○	
東京都	日野市	90,000	8,000	○	○	
東京都	東村山市	117,600	8,000	○	○	
東京都	国分寺市	114,000	3,800	○	○	
東京都	国立市	81,950	2,900	○	○	
東京都	福生市	64,000	8,000	○	○	
東京都	狛江市	98,400	8,000	○	○	
東京都	東大和市	68,000	8,000	○	○	
東京都	清瀬市	118,000	8,000	○	○	
東京都	東久留米市	87,000	3,200	○	○	
東京都	武蔵村山市	68,000	8,000	○	○	
東京都	多摩市	100,200	8,000	○	○	
東京都	稲城市	83,000	7,000	○	○	
東京都	羽村市	65,500	8,000	○	○	
東京都	あきる野市	63,500	8,000	○	○	
東京都	西東京市	102,000	3,000	○	○	
東京都	瑞穂町	50,000	2,200	○	○	
東京都	日の出町	39,000	8,000	○	○	
東京都	檜原村	45,000	8,000	○	○	
東京都	奥多摩町	50,000	8,000	○	○	
東京都	大島町	36,500	7,000	○		
東京都	利島村	40,000	10,000	○	○	
東京都	新島村	36,500	8,000	○	○	
東京都	神津島村	36,500	8,000	○	○	
東京都	三宅村	38,500	8,000	○	○	
東京都	御蔵島村	20,000	3,000	○	○	
東京都	八丈町	36,500	8,000	○	○	
東京都	青ヶ島村	36,500	8,000	○	○	
東京都	小笠原村	36,500	10,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年 4 月 1 日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
神奈川県	横浜市	36,500	7,000	○	○	
神奈川県	川崎市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	相模原市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	横須賀市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	平塚市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	鎌倉市	36,600	8,000	○	○	
神奈川県	藤沢市	36,500	13,600	○	○	
神奈川県	小田原市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	茅ヶ崎市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	逗子市	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	三浦市	37,500	8,000	○	○	
神奈川県	秦野市	42,500	8,000	○	○	
神奈川県	厚木市	39,500	8,000	○	○	
神奈川県	大和市	41,500	8,000	○	○	
神奈川県	伊勢原市	43,000	8,000	○	○	
神奈川県	海老名市	41,200	8,000	○	○	
神奈川県	座間市	89,400	8,000	○	○	
神奈川県	南足柄市	41,200	8,000	○	○	
神奈川県	綾瀬市	48,800	8,000	○	○	
神奈川県	葉山町	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	寒川町	47,700	8,000	○	○	
神奈川県	大磯町	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	二宮町	34,000	8,000	○	○	
神奈川県	中井町	50,000	8,000	○	○	
神奈川県	大井町	62,000	8,000	○	○	
神奈川県	松田町	49,800	8,000	○	○	
神奈川県	山北町	47,000	8,000	○	○	
神奈川県	開成町	52,000	8,000	○	○	
神奈川県	箱根町	40,000	8,000	○	○	
神奈川県	真鶴町	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	湯河原町	36,500	8,000	○	○	
神奈川県	愛川町	64,000	8,000	○	○	
神奈川県	清川村	45,000	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和 5 年 4 月 1 日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8 時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
新潟県	新潟市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	長岡市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	三条市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	柏崎市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	新発田市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	小千谷市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	加茂市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	十日町市	36,500	8,280	○	○	
新潟県	見附市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	村上市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	燕市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	糸魚川市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	妙高市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	五泉市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	上越市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	阿賀野市	36,500	8,000	○	○	
新潟県	佐渡市	25,000	8,000	○	○	
新潟県	魚沼市	36,500	10,000	○	○	
新潟県	南魚沼市	22,500	3,300	○	○	
新潟県	胎内市	36,500	7,100	○	○	
新潟県	聖籠町	36,500	8,000	○	○	
新潟県	弥彦村	36,500	8,000	○	○	
新潟県	田上町	36,500	8,000	○	○	
新潟県	阿賀町	36,500	8,000	○	○	
新潟県	出雲崎町	36,500	8,000	○	○	
新潟県	湯沢町	25,000	-	○		
新潟県	津南町	36,500	8,280	○	○	
新潟県	刈羽村	36,500	8,000	○	○	
新潟県	関川村	24,100	2,500			
新潟県	粟島浦村	37,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
富山県	富山市	36,500	8,000	○	○	
富山県	高岡市	36,500	8,000	○	○	
富山県	魚津市	36,500	8,000	○	○	
富山県	氷見市	36,500	8,000	○	○	
富山県	滑川市	36,500	8,000	○	○	
富山県	黒部市	36,500	8,000	○	○	
富山県	砺波市	36,500	8,000	○	○	
富山県	小矢部市	36,500	8,000	○	○	
富山県	南砺市	36,500	8,000	○	○	
富山県	射水市	36,500	8,000	○	○	
富山県	舟橋村	38,000	8,000	○	○	
富山県	上市町	36,500	8,000	○	○	
富山県	立山町	36,500	8,000	○	○	
富山県	入善町	36,500	8,000	○	○	
富山県	朝日町	36,500	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
石川県	金沢市	36,500	8,000	○	○	
石川県	七尾市	36,500	8,000	○	○	
石川県	小松市	54,000	8,000	○	○	
石川県	輪島市	36,500	8,000	○	○	
石川県	珠洲市	36,500	8,000	○	○	
石川県	加賀市	36,500	8,000	○	○	
石川県	羽咋市	36,500	8,000	○	○	
石川県	かほく市	45,600	8,000	○	○	
石川県	白山市	50,000	8,000	○	○	
石川県	能美市	60,000	8,000	○	○	
石川県	野々市市	41,000	8,000	○	○	
石川県	川北町	75,000	8,000	○	○	
石川県	津幡町	45,600	8,000	○	○	
石川県	内灘町	45,600	8,000	○	○	
石川県	志賀町	36,500	8,000	○	○	
石川県	宝達志水町	36,500	8,000	○	○	
石川県	中能登町	36,500	8,000	○	○	
石川県	穴水町	36,500	8,000	○	○	
石川県	能登町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
福井県	福井市	36,500	8,000	○	○	
福井県	敦賀市	36,500	8,000	○	○	
福井県	小浜市	36,500	8,000	○	○	
福井県	大野市	36,500	8,000	○	○	
福井県	勝山市	37,000	8,000	○	○	
福井県	鯖江市	36,500	8,000	○	○	
福井県	あわら市	36,500	8,000	○	○	
福井県	越前市	36,500	8,000	○	○	
福井県	坂井市	36,500	8,000	○	○	
福井県	永平寺町	36,500	8,000	○	○	
福井県	池田町	36,500	8,000	○	○	
福井県	南越前町	36,500	8,000	○	○	
福井県	越前町	20,000	8,000	○	○	
福井県	美浜町	36,500	8,000	○	○	
福井県	高浜町	36,500	8,000	○	○	
福井県	おおい町	36,500	8,000	○	○	
福井県	若狭町（旧三方町）	36,500	8,000	○	○	
福井県	若狭町（旧上中町）	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
山梨県	甲府市	23,500	8,000	○	○	
山梨県	富士吉田市	36,500	8,000	○	○	
山梨県	都留市	20,000	1,500	○	○	
山梨県	山梨市	25,000	8,000	○	○	
山梨県	大月市	10,000	2,000			
山梨県	韮崎市	15,000	8,000	○	○	
山梨県	南アルプス市	37,000	8,000	○	○	
山梨県	北杜市	12,500	500	○	○	
山梨県	甲斐市	24,000	1,700	○	○	
山梨県	笛吹市	20,000	4,000	○	○	
山梨県	上野原市	10,000	-	○	○	
山梨県	甲州市	25,000	8,000	○	○	
山梨県	中央市	25,000	1,500	○	○	
山梨県	市川三郷町	17,000	4,000			
山梨県	早川町	15,000	1,200	○	○	
山梨県	身延町	15,000	4,000	○	○	
山梨県	南部町	25,000	1,000			
山梨県	富士川町	15,000	4,000	○	○	
山梨県	昭和町	25,000	1,500	○	○	
山梨県	道志村	15,000	5,000	○	○	
山梨県	西桂町	15,000	1,200	○		
山梨県	忍野村	10,000	1,000			
山梨県	山中湖村	10,000	8,000	○	○	
山梨県	鳴沢村	10,000	1,000	○	○	
山梨県	富士河口湖町	36,500	8,000	○		
山梨県	小菅村	10,000	1,000	○	○	
山梨県	丹波山村	20,000	1,500	○	○	

- 注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
- 注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
- 注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
- 注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
- 注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
長野県	長野市	36,500	8,000	○	○	
長野県	松本市	36,500	8,000	○	○	
長野県	上田市	36,500	8,000	○	○	
長野県	岡谷市	36,500	8,000	○	○	
長野県	飯田市	36,500	8,000			
長野県	諏訪市	36,500	8,000	○	○	
長野県	須坂市	36,500	8,000	○	○	
長野県	小諸市	15,200	2,200		○	
長野県	伊那市	36,500	8,000	○	○	
長野県	駒ヶ根市	36,500	8,000	○	○	
長野県	中野市	36,500	8,000	○	○	
長野県	大町市	36,500	8,000	○	○	
長野県	飯山市	36,500	8,000	○	○	
長野県	茅野市	23,000	8,000	○	○	
長野県	塩尻市	36,500	8,000	○	○	
長野県	佐久市	36,500	8,000	○	○	
長野県	千曲市	36,500	8,000	○	○	
長野県	東御市	15,000	8,000		○	
長野県	安曇野市	36,500	8,000	○	○	
長野県	小海町	36,500	8,000	○		
長野県	川上村	36,500	8,000	○	○	
長野県	南牧村	36,500	8,000	○		
長野県	南相木村	36,500	8,000	○	○	
長野県	北相木村	36,500	8,000	○	○	
長野県	佐久穂町	36,500	8,000			
長野県	軽井沢町	36,500	8,000	○	○	
長野県	御代田町	30,000	1,000	○	○	
長野県	立科町	36,500	8,000	○	○	
長野県	青木村	36,500	8,000	○	○	
長野県	長和町	36,500	8,000	○	○	
長野県	下諏訪町	36,500	8,000	○	○	
長野県	富士見町	36,500	8,000	○	○	
長野県	原村	36,500	8,000	○	○	
長野県	辰野町	36,500	8,000	○	○	
長野県	箕輪町	36,500	8,000	○	○	
長野県	飯島町	36,500	8,000	○	○	
長野県	南箕輪村	36,500	8,000	○	○	
長野県	中川村	36,500	8,000	○	○	
長野県	宮田村	36,500	8,000	○	○	
長野県	松川町	36,500	8,000	○	○	
長野県	高森町	36,500	8,000	○	○	
長野県	阿南町	36,500	10,000		○	
長野県	阿智村	36,500	8,000		○	
長野県	平谷村	36,500	8,000	○	○	
長野県	根羽村	36,500	8,000	○	○	
長野県	下條村	36,500	8,000	○	○	
長野県	売木村	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
長野県	天龍村	36,500	7,280	○	○	
長野県	泰阜村	21,000	8,000	○	○	
長野県	喬木村	36,500	8,000	○	○	
長野県	豊丘村	55,000	8,000			
長野県	大鹿村	37,000	8,000	○		
長野県	上松町	12,500	3,000	○		
長野県	南木曽町	18,000	8,000	○	○	
長野県	木祖村	20,000	8,000			
長野県	王滝村	36,500	8,000	○	○	
長野県	大桑村	18,000	8,000	○	○	
長野県	木曽町	18,000	6,000	○		
長野県	麻績村	36,500	8,000	○	○	
長野県	生坂村	36,500	8,000	○	○	
長野県	山形村	36,500	8,000	○	○	
長野県	朝日村	36,500	8,000	○		
長野県	筑北村	36,500	8,000	○	○	
長野県	池田町	36,500	8,000	○	○	
長野県	松川村	36,500	8,000	○	○	
長野県	白馬村	36,500	8,000	○	○	
長野県	小谷村	36,500	8,000	○	○	
長野県	坂城町	21,800	-			
長野県	小布施町	32,400	-			
長野県	高山村	36,500	8,000	○	○	
長野県	山ノ内町	36,500	8,000	○	○	
長野県	木島平村	36,500	8,000	○	○	
長野県	野沢温泉村	28,200	1,200			
長野県	信濃町	28,500	4,000			
長野県	小川村	24,000	6,000	○	○	
長野県	飯綱町	36,500	8,000	○	○	
長野県	栄村	20,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
岐阜県	岐阜市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	大垣市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	高山市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	多治見市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	関市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	中津川市	31,500	8,000	○	○	
岐阜県	美濃市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	瑞浪市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	羽島市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	恵那市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	美濃加茂市	38,000	8,000	○	○	
岐阜県	土岐市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	各務原市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	可児市	37,000	8,000	○	○	
岐阜県	山県市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	瑞穂市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	飛騨市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	本巣市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	郡上市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	下呂市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	海津市	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	岐南町	37,000	8,000	○	○	
岐阜県	笠松町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	養老町	37,000	8,000	○	○	
岐阜県	垂井町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	関ヶ原町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	神戸町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	輪之内町	36,500	24,000	○	○	
岐阜県	安八町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	揖斐川町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	大野町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	池田町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	北方町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	坂祝町	50,000	8,000	○	○	
岐阜県	富加町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	川辺町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	七宗町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	八百津町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	白川町	42,000	8,000	○	○	
岐阜県	東白川村	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	御嵩町	36,500	8,000	○	○	
岐阜県	白川村	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
静岡県	静岡市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	浜松市	36,500	16,000	○	○	
静岡県	沼津市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	熱海市	36,000	2,500			
静岡県	三島市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	富士宮市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	伊東市	36,500	8,300	○	○	
静岡県	島田市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	富士市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	磐田市	36,500	8,000		○	
静岡県	焼津市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	掛川市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	藤枝市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	御殿場市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	袋井市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	下田市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	裾野市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	湖西市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	伊豆市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	御前崎市	55,000	8,000	○	○	
静岡県	菊川市	54,000	8,000	○	○	
静岡県	伊豆の国市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	牧之原市	36,500	8,000	○	○	
静岡県	東伊豆町	29,000	8,000	○	○	
静岡県	河津町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	南伊豆町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	松崎町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	西伊豆町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	函南町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	清水町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	長泉町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	小山町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	吉田町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	川根本町	36,500	8,000	○	○	
静岡県	森町	36,500	8,000	○		

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
愛知県	名古屋市	28,500	12,000	○	○	
愛知県	豊橋市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	岡崎市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	一宮市	39,000	8,000	○	○	
愛知県	瀬戸市	39,000	8,000	○	○	
愛知県	半田市	38,800	8,000	○	○	
愛知県	春日井市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	豊川市	38,000	8,000	○	○	
愛知県	津島市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	碧南市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	刈谷市	38,000	8,000	○	○	
愛知県	豊田市	36,500	10,000	○	○	
愛知県	安城市	37,600	8,000	○	○	
愛知県	西尾市	54,500	6,000	○	○	
愛知県	蒲郡市	47,000	8,000	○	○	
愛知県	犬山市	51,000	8,000	○	○	
愛知県	常滑市	36,500	1,800	○	○	
愛知県	江南市	45,000	8,000	○	○	
愛知県	小牧市	39,000	8,000	○	○	
愛知県	稲沢市	55,900	6,000	○	○	
愛知県	新城市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	東海市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	大府市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	知多市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	知立市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	尾張旭市	55,100	8,000	○	○	
愛知県	高浜市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	岩倉市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	豊明市	41,200	8,000	○	○	
愛知県	日進市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	田原市	54,000	8,000	○	○	
愛知県	愛西市	45,000	3,000	○	○	
愛知県	清須市	40,000	8,000	○	○	
愛知県	北名古屋市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	弥富市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	みよし市	36,500	8,000	○	○	
愛知県	あま市	43,000	8,000	○	○	
愛知県	長久手市	37,000	8,000	○	○	
愛知県	東郷町	36,500	8,000	○	○	
愛知県	豊山町	36,500	8,000	○	○	
愛知県	大口町	37,200	8,000	○	○	
愛知県	扶桑町	54,000	8,000	○	○	
愛知県	大治町	24,000	3,500	○	○	
愛知県	蟹江町	37,000	8,000	○	○	
愛知県	飛島村	38,000	8,000	○	○	
愛知県	阿久比町	36,500	8,000	○	○	
愛知県	東浦町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
愛知県	南知多町	36,500	2,400			
愛知県	美浜町	36,500	2,400			
愛知県	武豊町	36,500	8,000	○	○	
愛知県	幸田町	65,000	8,000	○	○	
愛知県	設楽町	36,500	8,000			
愛知県	東栄町	36,500	2,000			
愛知県	豊根村	40,000	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
三重県	津市	36,500	8,000	○	○	
三重県	四日市市	36,500	10,000	○	○	
三重県	伊勢市	38,000	8,000	○	○	
三重県	松阪市	36,500	8,100	○	○	
三重県	桑名市	36,500	8,000	○	○	
三重県	鈴鹿市	36,500	8,000	○	○	
三重県	名張市	34,000	8,000	○	○	
三重県	尾鷲市	25,000	8,000	○	○	
三重県	亀山市	36,500	8,000	○	○	
三重県	鳥羽市	36,500	8,000	○	○	
三重県	熊野市	25,000	8,000			
三重県	いなべ市	40,000	8,000	○	○	
三重県	志摩市	36,500	8,000	○	○	
三重県	伊賀市	36,500	8,000	○	○	
三重県	木曽岬町	40,000	8,000	○	○	
三重県	東員町	40,000	8,000	○	○	
三重県	菰野町	70,000	8,000	○	○	
三重県	朝日町	45,000	8,000	○	○	
三重県	川越町	45,000	8,000	○		
三重県	多気町	36,500	8,000	○	○	
三重県	明和町	36,500	8,264	○	○	
三重県	大台町	36,500	8,000	○	○	
三重県	玉城町	36,500	5,000	○	○	
三重県	度会町	36,500	8,000	○	○	
三重県	大紀町	36,500	8,000	○	○	
三重県	南伊勢町	36,500	8,000			
三重県	紀北町	25,000	8,000			
三重県	御浜町	25,000	8,000	○	○	
三重県	紀宝町	25,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
滋賀県	大津市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	彦根市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	長浜市	15,000	2,100	○	○	
滋賀県	近江八幡市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	草津市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	守山市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	栗東市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	甲賀市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	野洲市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	湖南市	43,000	8,000	○	○	
滋賀県	高島市	37,000	8,000	○	○	
滋賀県	東近江市	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	米原市	16,000	3,400	○	○	
滋賀県	日野町	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	竜王町	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	愛荘町	50,000	-	○	○	
滋賀県	豊郷町	36,500	8,000	○	○	
滋賀県	甲良町	36,500	4,000	○	○	
滋賀県	多賀町	40,000	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
京都府	京都市	36,500	8,000	○	○	
京都府	福知山市	36,600	8,000	○	○	
京都府	舞鶴市	36,500	8,000	○	○	
京都府	綾部市	36,500	8,000	○	○	
京都府	宇治市	36,500	8,000	○	○	
京都府	宮津市	36,500	8,000	○	○	
京都府	亀岡市	18,000	8,000		○	
京都府	城陽市	36,500	8,000	○	○	
京都府	向日市	36,500	8,000	○	○	
京都府	長岡京市	36,500	8,000	○	○	
京都府	八幡市	36,500	8,000	○	○	
京都府	京田辺市	36,500	8,000	○	○	
京都府	京丹後市	36,500	8,000	○	○	
京都府	南丹市	18,000	4,000			
京都府	木津川市	36,500	8,000	○	○	
京都府	大山崎町	47,000	2,500	○	○	
京都府	久御山町	36,500	8,000	○	○	
京都府	井手町	36,500	8,000	○	○	
京都府	宇治田原町	36,500	8,000	○	○	
京都府	笠置町	36,500	8,000			
京都府	和束町	37,000	8,000	○	○	
京都府	精華町	36,500	8,000	○	○	
京都府	南山城村	36,500	8,000	○	○	
京都府	京丹波町	36,500	-	○		
京都府	伊根町	38,000	8,000	○	○	
京都府	与謝野町	58,400	5,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
 注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
 注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
 注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
 注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
大阪府	大阪市	-	12,000		○	
大阪府	堺市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	岸和田市	36,500	9,000	○	○	
大阪府	豊中市	69,000	8,000	○	○	
大阪府	池田市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	吹田市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	泉大津市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	高槻市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	貝塚市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	守口市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	枚方市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	茨木市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	八尾市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	泉佐野市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	富田林市	36,600	8,000	○	○	
大阪府	寝屋川市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	河内長野市	45,600	8,000	○	○	
大阪府	松原市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	大東市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	和泉市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	箕面市	22,000	2,600			
大阪府	柏原市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	羽曳野市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	門真市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	摂津市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	高石市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	藤井寺市	37,000	8,000	○	○	
大阪府	東大阪市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	泉南市	40,000	-	○	○	出勤報酬を年額で支給
大阪府	四條畷市	36,500	8,000	○	○	
大阪府	交野市	36,500	8,000			
大阪府	大阪狭山市	38,000	8,000	○	○	
大阪府	阪南市	45,000	-	○		出勤報酬を分団単位で支給
大阪府	島本町	36,500	8,000	○	○	
大阪府	豊能町	36,500	8,000	○	○	
大阪府	能勢町	37,000	8,000	○	○	
大阪府	忠岡町	40,000	8,000	○	○	
大阪府	熊取町	53,000	8,000	○	○	
大阪府	田尻町	55,000	8,000	○	○	
大阪府	岬町	52,000	7,000	○	○	
大阪府	太子町	36,500	8,000	○	○	
大阪府	河南町	43,000	8,000	○	○	
大阪府	千早赤阪村	41,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
兵庫県	神戸市	42,500	16,000	○	○	
兵庫県	姫路市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	尼崎市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	明石市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	西宮市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	洲本市	14,000	1,600	○		
兵庫県	芦屋市	36,500	9,400	○	○	
兵庫県	伊丹市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	相生市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	豊岡市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	加古川市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	赤穂市	36,500	8,000	○		
兵庫県	西脇市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	宝塚市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	三木市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	高砂市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	川西市	42,000	8,000	○	○	
兵庫県	小野市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	三田市	26,500	8,000	○	○	
兵庫県	加西市	26,000	16,000	○	○	
兵庫県	丹波篠山市	20,000	8,000	○	○	
兵庫県	養父市	16,000	8,000	○	○	
兵庫県	丹波市	14,000	4,000	○	○	
兵庫県	南あわじ市	12,000	3,200	○		
兵庫県	朝来市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	淡路市	12,000	1,600			
兵庫県	宍粟市	21,000	8,000	○	○	
兵庫県	加東市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	たつの市	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	猪名川町	11,500	3,000	○	○	
兵庫県	多可町	20,000	8,000	○	○	
兵庫県	稲美町	16,500	-			
兵庫県	播磨町	20,000	-			出勤報酬を年額で支給
兵庫県	市川町	20,000	-	○		
兵庫県	福崎町	30,000	8,000	○	○	
兵庫県	神河町	10,000	2,000	○	○	
兵庫県	太子町	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	上郡町	36,500	8,000	○	○	
兵庫県	佐用町	21,000	8,000	○	○	
兵庫県	香美町	20,000	4,000	○	○	
兵庫県	新温泉町	24,000	8,000	○	○	

- 注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
- 注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
- 注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
- 注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
- 注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
奈良県	奈良市	50,000	8,000	○	○	
奈良県	大和高田市	36,500	4,000	○	○	
奈良県	大和郡山市	43,900	8,000	○	○	
奈良県	天理市	41,000	8,000	○	○	
奈良県	橿原市	45,000	8,000	○	○	
奈良県	桜井市	42,000	4,000			
奈良県	五條市	36,500	8,000	○	○	
奈良県	御所市	50,000	4,500			
奈良県	生駒市	53,000	4,500	○	○	
奈良県	香芝市	70,000	4,500	○	○	
奈良県	葛城市	144,000	-	○	○	
奈良県	宇陀市	28,000	-	○		
奈良県	山添村	41,000	3,000	○	○	
奈良県	平群町	46,000	5,000			
奈良県	三郷町	64,900	3,900	○	○	
奈良県	斑鳩町	73,300	6,800	○	○	
奈良県	安堵町	52,000	3,000	○	○	
奈良県	川西町	41,000	3,000	○		
奈良県	三宅町	41,000	3,000	○		
奈良県	田原本町	41,000	8,000	○	○	
奈良県	曽爾村	36,500	8,000	○	○	
奈良県	御杖村	30,000	2,500	○	○	
奈良県	高取町	38,000	-	○		
奈良県	明日香村	50,000	-	○		
奈良県	上牧町	50,000	8,000	○	○	
奈良県	王寺町	62,200	2,000			
奈良県	広陵町	70,000	3,000	○	○	
奈良県	河合町	19,600	8,000	○	○	
奈良県	吉野町	36,500	8,000	○	○	
奈良県	大淀町	36,500	8,000	○	○	
奈良県	下市町	13,200	-			
奈良県	黒滝村	24,000	8,000	○	○	
奈良県	天川村	36,500	500			
奈良県	野迫川村	15,000	6,000	○	○	
奈良県	十津川村	36,500	8,000	○	○	
奈良県	下北山村	23,500	7,000			
奈良県	上北山村	23,250	8,000	○	○	
奈良県	川上村	29,000	2,000			
奈良県	東吉野村	36,500	3,500			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
和歌山県	和歌山市	36,500	8,000	○		
和歌山県	海南市	26,000	9,000	○	○	
和歌山県	橋本市	36,500	8,000		○	
和歌山県	有田市	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	御坊市	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	田辺市	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	新宮市	30,000	8,000	○	○	
和歌山県	紀の川市	36,500	-	○	○	出勤報酬を年額で支給
和歌山県	岩出市	30,000	-	○	○	出勤報酬を年額で支給
和歌山県	紀美野町	24,000	9,000	○	○	
和歌山県	かつらぎ町	36,500	-	○		
和歌山県	九度山町	36,500	-	○	○	出勤報酬を年額で支給
和歌山県	高野町	40,000	8,000	○	○	
和歌山県	湯浅町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	広川町	27,000	8,000	○	○	
和歌山県	有田川町	25,000	8,000	○	○	
和歌山県	美浜町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	日高町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	由良町	26,000	8,000	○	○	
和歌山県	印南町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	みなべ町	36,500	8,000			
和歌山県	日高川町	30,000	8,000	○	○	
和歌山県	白浜町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	上富田町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	すさみ町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	那智勝浦町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	太地町	36,500	12,800	○	○	
和歌山県	古座川町	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	北山村	36,500	8,000	○	○	
和歌山県	串本町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年 4 月 1 日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
鳥取県	鳥取市	36,500	8,000	○	○	
鳥取県	米子市	36,500	8,000		○	
鳥取県	倉吉市	36,500	8,000			
鳥取県	境港市	36,500	8,000	○	○	
鳥取県	岩美町	36,500	8,000	○	○	
鳥取県	若桜町	40,000	-			
鳥取県	智頭町	36,500	8,000	○	○	
鳥取県	八頭町	40,000	8,000			
鳥取県	三朝町	36,500	8,000			
鳥取県	湯梨浜町	36,500	8,000			
鳥取県	琴浦町	43,700	8,000	○	○	
鳥取県	北栄町	36,500	8,000			
鳥取県	日吉津村	54,000	8,000	○	○	
鳥取県	大山町	52,500	4,700			
鳥取県	南部町	39,000	8,000	○	○	
鳥取県	伯耆町	39,000	8,000	○	○	
鳥取県	日南町	40,000	8,000	○	○	
鳥取県	日野町	40,000	8,000	○		
鳥取県	江府町	40,000	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和 5 年 4 月 1 日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8 時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
島根県	松江市	36,500	8,000	○	○	
島根県	浜田市	36,500	8,000	○	○	
島根県	出雲市	36,500	8,000	○	○	
島根県	益田市	36,500	8,000	○	○	
島根県	大田市	36,500	8,000	○	○	
島根県	安来市	36,500	8,000	○	○	
島根県	江津市	36,500	8,000	○	○	
島根県	雲南市	36,500	8,000			
島根県	奥出雲町	36,500	8,000	○	○	
島根県	飯南町	36,500	8,000	○	○	
島根県	川本町	36,500	8,000	○	○	
島根県	美郷町	36,500	8,000	○	○	
島根県	邑南町	36,500	8,000	○	○	
島根県	津和野町	36,500	8,000	○	○	
島根県	吉賀町	36,500	8,000	○	○	
島根県	海士町	14,500	5,000			
島根県	西ノ島町	36,500	7,000	○	○	
島根県	知夫村	14,500	5,000			
島根県	隠岐の島町	23,400	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
岡山県	岡山市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	倉敷市	32,000	-	○		
岡山県	津山市	12,500	-			
岡山県	玉野市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	笠岡市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	井原市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	総社市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	高梁市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	新見市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	備前市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	瀬戸内市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	赤磐市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	真庭市	20,000	8,000			
岡山県	美作市	20,000	8,000			
岡山県	浅口市	36,500	8,000	○	○	
岡山県	和気町	15,000	1,000	○		
岡山県	早島町	24,000	2,000			
岡山県	里庄町	36,500	950	○		
岡山県	矢掛町	36,500	8,000	○	○	
岡山県	新庄村	10,000	2,500			
岡山県	鏡野町	19,000	1,000			
岡山県	勝央町	36,500	1,000	○	○	
岡山県	奈義町	15,500	800	○	○	
岡山県	西粟倉村	36,500	8,000	○	○	
岡山県	久米南町	14,500	1,300			
岡山県	美咲町	17,000	2,000	○	○	
岡山県	吉備中央町	36,500	8,000	○	○	

- 注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
- 注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
- 注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
- 注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
- 注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
広島県	広島市	36,500	8,000	○	○	
広島県	呉市	36,500	8,000	○	○	
広島県	竹原市	36,500	8,000	○	○	
広島県	三原市	36,500	8,000	○	○	
広島県	尾道市	36,500	8,000	○	○	
広島県	福山市	36,500	8,000	○	○	
広島県	府中市	36,500	8,000	○	○	
広島県	三次市	16,000	5,200	○	○	
広島県	庄原市	36,500	8,000	○	○	
広島県	大竹市	36,500	8,000	○	○	
広島県	東広島市	36,500	8,000	○	○	
広島県	廿日市市	36,500	8,000	○	○	
広島県	安芸高田市	36,500	8,000	○	○	
広島県	江田島市	36,500	8,000	○	○	
広島県	府中町	36,500	8,000	○	○	
広島県	海田町	36,500	8,000	○	○	
広島県	熊野町	36,500	8,000	○	○	
広島県	坂町	36,500	8,000	○	○	
広島県	安芸太田町	19,000	8,000	○	○	
広島県	北広島町	36,500	8,000	○	○	
広島県	大崎上島町	21,000	8,000	○	○	
広島県	世羅町	17,100	3,000	○	○	
広島県	神石高原町	18,500	-			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。
 注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。
 注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。
 注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。
 注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
山口県	下関市	36,500	8,000	○	○	
山口県	宇部市	36,500	8,000	○	○	
山口県	山口市	36,500	8,000	○	○	
山口県	萩市	36,500	8,000	○	○	
山口県	防府市	36,500	8,000	○	○	
山口県	下松市	36,500	8,000	○	○	
山口県	岩国市	36,500	8,000	○	○	
山口県	光市	36,500	8,000	○	○	
山口県	長門市	20,000	7,000			
山口県	柳井市	36,500	8,000	○	○	
山口県	美祢市	19,000	8,000	○		
山口県	周南市	36,500	8,000	○	○	
山口県	山陽小野田市	36,500	12,000	○	○	
山口県	周防大島町	16,000	8,000			
山口県	和木町	36,500	7,000	○	○	
山口県	上関町	10,000	4,300			
山口県	田布施町	22,000	6,000			
山口県	平生町	22,000	6,000			
山口県	阿武町	36,500	8,000			

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
徳島県	徳島市	36,500	8,000	○	○	
徳島県	鳴門市	36,500	2,100	○	○	
徳島県	小松島市	36,500	4,000			
徳島県	阿南市	36,500	8,000	○	○	
徳島県	吉野川市	36,500	8,000			
徳島県	阿波市	36,500	-			
徳島県	美馬市	36,500	8,000			
徳島県	三好市	36,500	8,000	○	○	
徳島県	勝浦町	36,500	8,000			
徳島県	上勝町	36,500	8,000			
徳島県	佐那河内村	36,500	8,000			
徳島県	石井町	36,500	-	○		
徳島県	神山町	36,500	8,000			
徳島県	那賀町	36,500	8,000			
徳島県	牟岐町	36,500	8,000			
徳島県	美波町	36,500	8,000		○	
徳島県	海陽町	36,500	8,000	○	○	
徳島県	松茂町	36,500	8,000			
徳島県	北島町	36,500	8,000			
徳島県	藍住町	36,500	8,000			
徳島県	板野町	36,500	8,000			
徳島県	上板町	36,500	8,000	○	○	
徳島県	つるぎ町	36,500	8,000	○	○	
徳島県	東みよし町	36,600	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年 4 月 1 日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
香川県	高松市	36,500	8,000	○	○	
香川県	丸亀市	36,500	8,000	○	○	
香川県	坂出市	36,500	8,000	○	○	
香川県	善通寺市	36,500	8,000	○	○	
香川県	観音寺市	36,500	8,000	○	○	
香川県	さぬき市	36,500	12,000	○	○	
香川県	東かがわ市	36,500	8,000	○	○	
香川県	三豊市	36,500	9,000	○	○	
香川県	土庄町	17,000	8,000	○	○	
香川県	小豆島町	36,500	8,000	○	○	
香川県	三木町	45,000	8,000	○	○	
香川県	直島町	79,000	10,000			
香川県	宇多津町	59,000	8,800	○	○	
香川県	綾川町	103,000	8,000	○	○	
香川県	琴平町	38,000	8,000	○	○	
香川県	多度津町	36,500	8,000	○	○	
香川県	まんのう町	36,500	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和 5 年 4 月 1 日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8 時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
愛媛県	松山市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	今治市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	宇和島市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	八幡浜市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	新居浜市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	西条市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	大洲市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	伊予市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	四国中央市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	西予市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	東温市	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	上島町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	久万高原町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	松前町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	砥部町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	内子町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	伊方町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	松野町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	鬼北町	36,500	8,000	○	○	
愛媛県	愛南町	36,500	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
高知県	高知市	36,500	8,000	○	○	
高知県	室戸市	37,000	8,000	○	○	
高知県	安芸市	36,500	8,000	○	○	
高知県	南国市	43,000	8,000	○	○	
高知県	土佐市	36,500	8,000		○	
高知県	須崎市	36,500	5,000			
高知県	宿毛市	36,500	8,000			
高知県	土佐清水市	36,500	6,000	○	○	
高知県	四万十市	36,500	8,000	○	○	
高知県	香南市	44,500	8,000	○	○	
高知県	香美市	36,600	8,000	○	○	
高知県	東洋町	36,500	8,000			
高知県	奈半利町	36,500	8,000	○	○	
高知県	田野町	36,500	8,000	○	○	
高知県	安田町	36,500	8,000	○	○	
高知県	北川村	36,500	8,000	○	○	
高知県	馬路村	36,500	8,000	○	○	
高知県	芸西村	50,000	8,400	○	○	
高知県	本山町	36,500	8,000	○	○	
高知県	大豊町	36,500	8,000	○	○	
高知県	土佐町	36,500	8,000	○	○	
高知県	大川村	36,500	8,000	○	○	
高知県	いの町	36,500	8,000	○	○	
高知県	仁淀川町	36,500	7,000	○	○	
高知県	中土佐町	38,400	8,000	○	○	
高知県	佐川町	36,500	7,000			
高知県	越知町	36,500	7,000			
高知県	檮原町	31,000	5,000			
高知県	日高村	37,800	8,000	○	○	
高知県	津野町	40,000	5,000			
高知県	四万十町	36,500	8,000	○	○	
高知県	大月町	36,500	8,000			
高知県	三原村	36,500	8,000	○	○	
高知県	黒潮町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
福岡県	北九州市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	福岡市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	大牟田市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	久留米市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	直方市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	飯塚市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	田川市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	柳川市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	八女市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	筑後市	38,500	8,000	○	○	
福岡県	大川市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	行橋市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	豊前市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	中間市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	小郡市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	筑紫野市	29,000	2,200	○	○	
福岡県	春日市	29,900	2,900	○	○	
福岡県	大野城市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	宗像市	37,000	8,000	○	○	
福岡県	太宰府市	29,000	3,000	○	○	
福岡県	古賀市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	福津市	37,000	8,000	○	○	
福岡県	うきは市	38,000	8,000	○	○	
福岡県	宮若市	32,000	2,000			
福岡県	嘉麻市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	朝倉市	36,500	1,800			
福岡県	みやま市	37,200	8,000	○	○	
福岡県	糸島市	36,500	8,000	○	○	
福岡県	那珂川市	30,000	3,000	○	○	
福岡県	宇美町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	篠栗町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	志免町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	須恵町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	新宮町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	久山町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	粕屋町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	芦屋町	83,800	8,000	○	○	
福岡県	水巻町	37,000	8,000	○	○	
福岡県	岡垣町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	遠賀町	41,000	8,000	○	○	
福岡県	小竹町	27,900	500			
福岡県	鞍手町	31,500	2,000			
福岡県	桂川町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	筑前町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	東峰村	36,500	8,000			
福岡県	大刀洗町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	大木町	44,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
福岡県	広川町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	香春町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	添田町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	糸田町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	川崎町	36,500	8,000			
福岡県	大任町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	赤村	36,500	5,000			
福岡県	福智町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	苅田町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	みやこ町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	吉富町	25,500	3,000			
福岡県	上毛町	36,500	8,000	○	○	
福岡県	築上町	20,000	2,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
佐賀県	佐賀市	13,000	8,000		○	
佐賀県	唐津市	36,500	8,000		○	
佐賀県	鳥栖市	41,000	8,000	○	○	
佐賀県	多久市	36,500	8,000			
佐賀県	伊万里市	36,500	8,000	○	○	
佐賀県	武雄市	16,300	8,000		○	
佐賀県	鹿島市	16,000	8,000	○	○	
佐賀県	小城市	36,500	8,000	○	○	
佐賀県	嬉野市	19,000	1,700			
佐賀県	神埼市	36,500	8,000		○	
佐賀県	吉野ヶ里町	36,500	-			
佐賀県	基山町	24,000	2,300			
佐賀県	上峰町	16,000	2,500	○	○	
佐賀県	みやき町	13,000	8,000			
佐賀県	玄海町	36,500	-	○		
佐賀県	有田町	14,000	1,100	○	○	
佐賀県	大町町	13,800	900	○	○	
佐賀県	江北町	15,000	8,000			
佐賀県	白石町	15,000	1,000	○	○	
佐賀県	太良町	14,300	8,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
長崎県	長崎市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	佐世保市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	島原市	36,500	8,000			
長崎県	諫早市	36,500	8,000			
長崎県	大村市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	平戸市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	松浦市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	対馬市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	壱岐市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	五島市	36,500	8,000	○	○	
長崎県	西海市	36,500	8,000			
長崎県	雲仙市	36,500	8,000			
長崎県	南島原市	36,500	8,000			
長崎県	長与町	37,000	8,000	○	○	
長崎県	時津町	37,000	8,000	○	○	
長崎県	東彼杵町	36,500	8,000		○	
長崎県	川棚町	36,500	8,000	○	○	
長崎県	波佐見町	36,500	8,000	○	○	
長崎県	小値賀町	40,000	8,000	○	○	
長崎県	佐々町	43,000	8,000	○	○	
長崎県	新上五島町	36,500	8,000	○	○	

注 1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注 2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注 3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注 4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注 5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
熊本県	熊本市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	八代市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	人吉市	36,500	8,000			
熊本県	荒尾市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	水俣市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	玉名市	36,500	8,000			
熊本県	山鹿市	36,500	8,000			
熊本県	菊池市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	宇土市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	上天草市	36,500	8,000			
熊本県	宇城市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	阿蘇市	36,500	-			出勤報酬を年額で支給
熊本県	天草市	36,500	8,000			
熊本県	合志市	36,500	8,000	○	○	
熊本県	美里町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	玉東町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	南関町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	長洲町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	和水町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	大津町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	菊陽町	36,500	8,000			
熊本県	南小国町	36,500	-			出勤報酬を年額で支給
熊本県	小国町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	産山村	36,500	-			出勤報酬を年額で支給
熊本県	高森町	36,500	2,000	○		
熊本県	西原村	36,500	8,000	○	○	
熊本県	南阿蘇村	36,500	8,000	○	○	
熊本県	御船町	36,500	8,500	○	○	
熊本県	嘉島町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	益城町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	甲佐町	36,500	8,000	○	○	
熊本県	山都町	37,000	7,000	○	○	
熊本県	氷川町	36,500	8,000			
熊本県	芦北町	30,000	8,000	○	○	
熊本県	津奈木町	30,000	8,000	○	○	
熊本県	錦町	36,500	8,000	○		
熊本県	多良木町	37,000	8,000	○	○	
熊本県	湯前町	37,000	8,000		○	
熊本県	水上村	37,000	8,000			
熊本県	相良村	36,500	8,000			
熊本県	五木村	37,000	8,000	○	○	
熊本県	山江村	36,500	8,000			
熊本県	球磨村	36,500	8,000	○	○	
熊本県	あさぎり町	37,000	8,000	○	○	
熊本県	苓北町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
大分県	大分市	36,500	8,000	○	○	
大分県	別府市	36,500	8,000	○	○	
大分県	中津市	36,500	8,000	○	○	
大分県	日田市	36,500	8,000	○	○	
大分県	佐伯市	23,000	7,000	○	○	
大分県	臼杵市	21,000	8,000	○	○	
大分県	津久見市	23,000	4,000	○		
大分県	竹田市	36,500	8,000	○	○	
大分県	豊後高田市	36,500	8,000	○	○	
大分県	杵築市	36,500	8,000	○	○	
大分県	宇佐市	36,500	8,000	○	○	
大分県	豊後大野市	22,000	8,000			
大分県	由布市	36,500	2,000	○	○	
大分県	国東市	36,500	8,000	○	○	
大分県	姫島村	21,000	-			
大分県	日出町	36,500	8,000	○	○	
大分県	九重町	27,000	8,000	○	○	
大分県	玖珠町	27,000	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
宮崎県	宮崎市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	都城市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	延岡市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	日南市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	小林市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	日向市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	串間市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	西都市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	えびの市	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	三股町	36,500	8,000	○	○	
宮崎県	高原町	52,400	8,000		○	
宮崎県	国富町	49,000	8,000			
宮崎県	綾町	49,000	8,000	○	○	
宮崎県	高鍋町	37,000	8,000	○	○	
宮崎県	新富町	37,000	8,000		○	
宮崎県	西米良村	60,000	6,000	○	○	
宮崎県	木城町	37,000	8,000			
宮崎県	川南町	37,000	8,000	○	○	
宮崎県	都農町	37,000	8,000			
宮崎県	門川町	36,500	8,000			
宮崎県	諸塚村	36,500	5,000			
宮崎県	椎葉村	36,000	8,000		○	
宮崎県	美郷町	36,000	8,000			
宮崎県	高千穂町	40,000	8,000			
宮崎県	日之影町	36,500	8,000			
宮崎県	五ヶ瀬町	36,500	7,000			

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
鹿児島県	鹿児島市	36,700	8,000	○	○	
鹿児島県	鹿屋市	43,000	8,000	○	○	
鹿児島県	枕崎市	42,000	8,000	○	○	
鹿児島県	阿久根市	46,800	8,000	○	○	
鹿児島県	出水市	47,000	10,000	○	○	
鹿児島県	指宿市	48,900	8,000	○	○	
鹿児島県	西之表市	46,400	8,000		○	
鹿児島県	垂水市	40,500	8,000	○	○	
鹿児島県	薩摩川内市	42,000	8,000	○	○	
鹿児島県	日置市	39,700	8,000	○	○	
鹿児島県	曾於市	47,200	9,000	○	○	
鹿児島県	霧島市	49,000	5,000	○	○	
鹿児島県	いちき串木野市	39,700	8,000	○	○	
鹿児島県	南さつま市	40,000	8,000	○	○	
鹿児島県	志布志市	47,200	8,000	○	○	
鹿児島県	奄美市	52,300	9,000	○	○	
鹿児島県	南九州市	48,000	8,000	○	○	
鹿児島県	伊佐市	63,900	4,550	○	○	
鹿児島県	始良市	48,000	8,000	○	○	
鹿児島県	三島村	36,500	8,000	○	○	
鹿児島県	十島村	40,000	8,000	○	○	
鹿児島県	さつま町	45,000	8,000	○	○	
鹿児島県	長島町	36,500	8,000	○	○	
鹿児島県	湧水町	49,200	8,000	○	○	
鹿児島県	大崎町	47,200	8,000	○	○	
鹿児島県	東串良町	40,500	8,000	○	○	
鹿児島県	錦江町	41,500	8,000	○	○	
鹿児島県	南大隅町	41,500	8,000	○	○	
鹿児島県	肝付町	42,500	8,000	○	○	
鹿児島県	中種子町	46,400	8,000	○	○	
鹿児島県	南種子町	46,400	8,000	○	○	
鹿児島県	屋久島町	46,400	8,000	○	○	
鹿児島県	大和村	36,500	8,000	○	○	
鹿児島県	宇検村	37,000	8,000	○	○	
鹿児島県	瀬戸内町	40,000	8,000	○	○	
鹿児島県	龍郷町	40,000	8,000	○	○	
鹿児島県	喜界町	40,000	8,000	○	○	
鹿児島県	徳之島町	37,000	8,000	○	○	
鹿児島県	天城町	37,000	8,000	○	○	
鹿児島県	伊仙町	37,000	8,000	○	○	
鹿児島県	和泊町	38,000	8,000	○	○	
鹿児島県	知名町	42,000	8,000			
鹿児島県	与論町	36,500	8,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

市区町村別処遇改善対応状況

資料 4

(令和5年4月1日時点)

都道府県	市区町村	年額報酬 (団員階級・円)	出勤報酬 (災害出勤・日額・円)	直接支給		備考
				年額	出勤	
沖縄県	那覇市	36,600	8,000	○	○	
沖縄県	宜野湾市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	石垣市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	浦添市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	名護市	36,600	8,000	○	○	
沖縄県	糸満市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	沖縄市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	豊見城市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	うるま市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	宮古島市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	久米島町	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	本部町	30,000	8,000	○	○	
沖縄県	今帰仁村	30,000	8,000	○	○	
沖縄県	南城市	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	八重瀬町	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	西原町	30,000	5,000	○	○	
沖縄県	与那原町	30,000	5,000	○	○	
沖縄県	南風原町	30,000	5,000	○	○	
沖縄県	中城村	36,600	8,000	○	○	
沖縄県	北中城村	36,600	8,000	○	○	
沖縄県	金武町	37,200	5,500	○	○	
沖縄県	恩納村	37,200	5,500	○	○	
沖縄県	宜野座村	37,200	5,500	○	○	
沖縄県	国頭村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	大宜味村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	東村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	読谷村	36,500	5,400	○	○	
沖縄県	嘉手納町	36,500	5,400	○	○	
沖縄県	北谷町	36,500	5,400	○	○	
沖縄県	伊江村	36,000	8,000	○	○	
沖縄県	渡嘉敷村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	座間味村	36,000	5,000	○	○	
沖縄県	粟国村	24,000	4,000	○	○	
沖縄県	渡名喜村	40,000	8,000	○	○	
沖縄県	南大東村	36,600	8,000	○	○	
沖縄県	北大東村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	伊平屋村	54,000	7,000	○	○	
沖縄県	伊是名村	207,000	8,480	○	○	
沖縄県	多良間村	36,500	8,000	○	○	
沖縄県	竹富町	37,000	8,000	○	○	
沖縄県	与那国町	40,000	3,000	○	○	

注1 「年額報酬」「出勤報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

注2 「出勤報酬」については、災害出勤のうち、日額で最大のものの額。

注3 「出勤報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出勤に換算した額。

注4 年額報酬額が36,500円以上、出勤報酬額が8,000円以上には、着色している。

注5 「直接支給」については、○は全団員個人に直接支給を実施、空欄はそれ以外。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

参考

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること※1。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること※2。

※1 令和4年3月23日付消防庁長官通知にて各都道府県知事等へ通知済。

※2 令和4年1月18日付消防庁次長通知にて算定の見直し内容を各都道府県知事等へ通知済。